

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更））【5】」
2. 日時：令和5年8月10日（木）15時30分～18時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
中川上席安全審査官、西内安全審査官、伊藤安全審査官  
原子力規制企画課 火災対策室  
齋藤火災対策室長、星野室長補佐、高橋係長、田邊係長  
  
日本原子力発電株式会社：  
発電管理室 部長 他10名（うち4名はTV会議システムによる出席）
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：
  - ・資料1 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 確認事項整理表【SA変認（火災防護審査基準改正に伴う火災感知器の種類及び配置の変更）】
  - ・資料2 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料（改4）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の西内です。
0:00:03	それではこれから東海第 2 発電所の火災感知器バックフィットに係る設計及び工事計画変更認可申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくをお願いします。
0:00:13	それではまず最初東海日本原燃の方から、資料について説明をお願いします。
0:00:21	原燃の新津です。資料の方、ご説明いたします。本日資料としては、しては資料 1 で、これまでの確認事項をまとめたもの。
0:00:30	資料 2 としまして、今回の補足説明資料、概要説明の資料ですね、こちらをご説明いたします。
0:00:40	資料 1 の中で、
0:00:46	ピンク色でハッチングしているところが今回のご説明の範囲となりますこちらのコメント回答と、本日させていただきます。
0:00:56	では、資料 2 に沿って
0:01:00	説明の方、いたします。
0:01:04	修正しましたところとしましては、資料の通しページ 11 ページから修正をしております。
0:01:15	こちらで火災防護審査基準への適合検討ということで、
0:01:21	このページに関しましては修正しましたところとしまして、審査基準 2 の言葉に沿った言葉で、
0:01:28	修正したということで組み合わせや、アナログや非アナログ、また、間考慮することについて火災の性質についても、記載を追加いたしました。
0:01:41	ホームページとしては以上となります。
0:01:44	続いて 11 ページ。
0:01:46	なります。
0:01:48	こちらから、コメントナンバーの 26 及び 33 の配当となります。
0:01:54	資料 1 のコメント No. 26 の方ですね。
0:01:59	7 ページの方で、火災防護審査基準の要件に基づいて、
0:02:04	設計フロー及び基本設計方針にて、
0:02:07	選定、組み合わせ及び設置の関係が明確になるよう、整理した上で説明することということでこちらは、
0:02:14	本日としましては一部回答としまして、火災防護審査基準の要求に基づいて、図 1 の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:21	火災感知器の選定組み合わせ及び設置の設計フローを見直しをしております。
0:02:26	またこの際にですね、その他の設計フローに係る確認事項についても、あわせて反映をしております。
0:02:35	また、コメントNo. 33 としまして、
0:02:40	表 8 から表 13 ですね、が、選定組み合わせ及び設置のどの部分を、
0:02:46	整理したものが明確にすること、またそれぞれの表と、設計フローの関係を明確にすることということで、
0:02:53	対応としましては、表 8 から表示予算について、基本の位置付けを明確にするとともに、それぞれの表と設計フローの関係がわかるように、適正化をしております。
0:03:04	資料 2 に戻りまして、
0:03:07	11 ページですね。
0:03:09	こちらがまずタイトルがですね火災区域火災区画に対する火災防護対策の分類フローと、
0:03:16	修正をしております。こちらで感知器を 2 種類設置するところへ消防法に基づき種類を設置するところ。
0:03:24	設置しないところと言うので、前例をしております。
0:03:30	まず
0:03:33	初めのフローの分岐のところですね、前回の、またコメントの方に戻ってしまいますがコメントNo. 29 のところですね、
0:03:41	設計フローの左側の説明及び二つ目の分岐のところ、
0:03:45	と、その右側の四角の関係が不明確であるため適正化することということで、
0:03:51	今回ですね、設計フローの左側の一つ目及び二つ目の分岐のASの接続先が、
0:03:57	消防法または建築基準法に基づく、加圧器を設置する設計で示す三つのどの区域区画等と関連するのか明確になるようそれぞれの分岐のYESの接続説明をして、
0:04:08	区域計画等を二つに分割して、続けて記載をしております。
0:04:16	続きまして、
0:04:19	右側を二つに分けた後ですね。
0:04:21	発火元となる可燃物がない箇所についてはイエスで、
0:04:27	感知器を設置しないといけなくなりますが、
0:04:30	こちらがですね、コメントNo. 30 の回答となりまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:37	確認事項の 30 番ですね、こちらが 12 ページの設計フローの中の、火災感知器を設置しない設計及び、18 ページのところ出てきますが、
0:04:49	教授中の分類Aの該当箇所について上下でカテゴリー分けをする必要性を確認して規定化した上で、説明することということで、
0:04:57	こちらに関しましては、設計フロー値の
0:05:00	火災感知器を設置しない設計及び、標準の該当箇所ですね、の上下のカテゴリー分けはとともに、火災が発生し、する恐れがないことから、
0:05:10	感知器を設置しない区域区画を示しているものであるため、カテゴリーを分けをせずに、統合する形で記載をしております。
0:05:19	またこちらのボックスの中でですね、
0:05:22	表との紐づけをわかるように火災完成防護審査基準によらない分については表中、また、対象となる区域規則については、標準の補足 14、標準の補足に示すとしております。
0:05:37	続いて消防法で対応するところをですね、1 種類設置するところ、こちらについては記載を適正化しております。
0:05:46	火災感知器はアナログ式の河成感知器を優先するのは、既設の火災感知器を考慮していき、アナログ式も含めて選定し、消防法または建築基準法に基づいて設置する設計と。
0:05:58	こちらについては先ほどと同じように、標準に紐づけており、
0:06:02	また、設置の設計設計結果ですね、こちらは別添 8 に示しておりますが、
0:06:08	こちらは本日ちょっとまだ提出できていないため、後日また改めて提出の方させていただきたいと。
0:06:19	ホームページの修正点としては以上になります。
0:06:24	続きまして 12 ページになります。
0:06:27	12 ページでは一つ目の、
0:06:30	四角ですね、のところを選定フローとしまして、
0:06:33	こちらで環境条件、
0:06:35	放射線、取付面高さ、温度湿度スキル等や、火災の性質を考慮して、表 8 に示す。
0:06:42	環境条件及び火災の性質に応じた、
0:06:46	火災感知器選定リストから選定するということで、表 8 の方が、14 ページになります。
0:06:55	94 ページの方で
0:06:58	説明文書を修正しておりますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:01	早期に火災を感知できる固有の信号を発する火災感知の選定に先立って、
0:07:07	環境条件が、火災の性質を考慮して、以下に示す考えに基づいて、感知器リストを作成した。
0:07:15	ということで考え方としましては永年火災という園火災を考慮して火災を早期に感知できるよう、火災感知器は煙感知器を、
0:07:23	方式を優先し、異なる感知方式として熱感知方式、この感知方式の
0:07:29	優先順で選定する。
0:07:31	また、設置場所の環境条件に適用する感知器等の中から、以下の優先順ということで、感知器、検定比ですね、検出設備よりも優先する。また、
0:07:43	誤作動防止のため、アナログ式の感知器を優先するという選定の考え方を、こちらに記載をいたしました。
0:07:51	表の中身については、考慮すべき事項です。環境条件ですね、について、一つ追加をしております。
0:08:00	こちらが引火性または家庭形成する恐れがある場所について、④でまとめて記載をしていましたが、
0:08:09	選定においては、変わりはないのですが、設置においてちょっと考慮することが変わりますので、⑥としまして地下タンクというものを追加をしております。
0:08:20	また、こちらでコメントNo. 32 の修正をしております。
0:08:26	コメントNo.32 としまして、アナログ式熱感知カメラについて、アナログ式と記載が、する必要があるのか確認し適正化することということで、
0:08:35	火災防護審査基準の
0:08:37	2 ポツ 2 ポツ 1 の 3 項においては、炎感知器または熱感知器に対して使用する赤外線監視機能を備えた感じタムラシステムを、
0:08:46	用いても、差し支えないと記載があるが、
0:08:49	アナログ式と限定していないことを確認したため、こちら、アナログ式という記載を削除いたしました。
0:08:57	こちらの回答としては以上となります。
0:09:01	フローに戻りまして、通し番号の 13 ページになります。
0:09:09	こちらから火災感知器の組み合わせフローといたしまして、まず、設置場所は屋外
0:09:15	というところで、こちらは消防法施行規則適用対象ではない区域区画ということで、屋外の火災区域、火災、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:25	また、一つ分岐をふやしまして、
0:09:28	設置場所が地下3かというところで、消防法施行規則適用ではない火災区域区画なんですけどこちらは閉鎖空間
0:09:38	⑥の勝又博士免許鉄道のある場所の位置関係になります。こちらが米なので、
0:09:46	次のページに続くフローとしております。
0:09:51	またこのページの中で、コメントNo.の31番ですね、の修正をしております。
0:09:59	コメントNo. 31番ですね、設計フローの放射線量が高い場所からの分岐のYESの接続先に記載している検討をしたか。
0:10:09	ついて、何を考慮した者が確認した上で、イエスのという選択を設定するのが適切な参事。
0:10:15	検討すべき生活。
0:10:16	ホデ。
0:10:17	サイトウといたしまして前回ヒアリング時は、設計フローに放射線量が高い場所かという分岐を設けて、アナログ式の煙感知器が使用できない場合に、
0:10:26	その感知方式を検討する分岐を設定しておりました。再検討した結果ですね。
0:10:32	設計フローの放射線量が高い場所からの分岐で、
0:10:36	イエスとなった場合には、丸さん。
0:10:40	放射線量が高い場所に分類され、環境条件に適した火災感知器等を選定する。
0:10:47	となりますので、
0:10:49	当該分岐の設定を削除し、設計分については、※4Aということで、
0:10:55	次のページに続く形で、
0:10:58	修正いたしました。
0:11:00	またこのところですね、感知方式のところ、
0:11:04	放射線量が高い場所かという分岐を一つ設けておりますが、放射線量が高い場所については熱感知器は、非アナログのものを使うということで、
0:11:14	一つ組み合わせが変更になりますのでこちらに分岐を追加しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:26	こちらのところですね左側に記載されている通りですね、火災感知器の組み合わせの方針については、表 9 に示すということで、こちらの設計方針については、表 9 に、
0:11:37	ひもづいていることを記載をして、
0:11:43	続いてフローの通し番号 14 ページですね。
0:11:51	こちらは設置のフローとしまして、こちらの設置、設置方針についても、表 9 に示すということで紐づけを明確にしております。
0:12:00	※3 から※6 ですね、については、勤務に感じた炎感知器については火災防護審査基準及び公式文書に基づいて設置をする。
0:12:11	※7 ということでこちら屋外や、引火性 20 日性の雰囲気、
0:12:15	建設の恐れのある場所、地下タンクですね。
0:12:18	火災を有効に検知できるように火災感知感知器を設置するということを記載をいたしました。
0:12:26	これらについて、異なる感知方式が確定した場合にですね、資料としまして、
0:12:33	こちらのフローの結果について、
0:12:37	含めた既工認からの変更点について、表 11、
0:12:41	火災防護審査基準に基づいた、火災感知の設計については表の中に、
0:12:46	火災防護審査基準によらない火災感知の設計については表 13、
0:12:50	記載をまとめておりますということを明記いたしました。
0:12:58	続きまして修正点としまして、通し番号の 16 ページ、表 9 になります。
0:13:06	こちらでは先ほどフローで示しましたが組み合わせ、及び、設置の方針についてまとめております。
0:13:16	こちらが 4 ポツ 1 のフローに基づいて、
0:13:21	まとめている表になりますが、
0:13:24	修正点としましては、
0:13:29	項目、二つ目の欄ですね、について組み合わせ及び設置方針を明記しております。
0:13:36	①としましては煙感知器と異なる感知方式として、消防法施行規則 23 条 4 項に基づいて、取り決め高さ元する未満のエリアには熱感知器
0:13:46	A 取付面高さ元という承認エリアにはこの管理局によって設置するという組み合わせを記載しており、
0:13:53	また、布田浅井さん。
0:13:55	消防法施行規則第 23 条 4 項及び工事基準書に基づいて設置するということで設置方針を記載して、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:03	続いて②としましては、天井が高いところですね、については、天井が高く大空間である。
0:14:10	については熱が周囲が高く、周囲に拡散することから、
0:14:14	設定熱感知方式による感知は困難であることから全部
0:14:20	の感知器を組み合わせ、
0:14:24	一番下の三つ目の方。
0:14:27	これらの火災感知器の障防法。
0:14:29	感知器を、消防法施行規則第 23 条 4 項及び工事警備所に基づいて設置するという、設置方針を明記いたしました。
0:14:38	続いて 17 ページになります。
0:14:42	17 ページ、③としましては、組み合わせについては、
0:14:47	最後本当おっしゃってきたと。
0:14:50	設置の方法として設置の方針としましては、MB吸引式検出設備は、実証試験により、感知性能を確認し、有効に感知できる設置。
0:15:01	熱感知器は消防法施行規則 23 条 4 項に基づいて設置することを記載する。
0:15:08	続いて④としまして、嚙下性の舗装雰囲気形成する恐れがある場所。
0:15:14	こちらについても、
0:15:15	火災感知器の設置方針について消防法施行規則に 35 市基準書の記載を設置いたしました。
0:15:26	続いて、通し番号、年ページ、18 ページになります。
0:15:32	こちらで⑤としまして同様に、設置方針ですね。
0:15:38	これらの火災感知器を火災を有効に生かす。
0:15:41	に、感知できるよう、
0:15:43	設置することを記載いたしました。
0:15:47	続いて⑥ですね、こちらは④で記載されていたものを、
0:15:53	該当するところを、分割して記載しております。
0:15:57	組み合わせとしましては、期間を考慮しなければならない場所としまして引火性発火性、雰囲気をする、形成する恐れがあるため防爆型を組み合わせ設置をいたします。またこれらの
0:16:09	火災感知器について、有効に感知できるよう設置。
0:16:12	しております。
0:16:15	続いて通しページ、19 ページになります。
0:16:19	こちらについては、
0:16:21	火災防護審査基準によらない分類ということで、標準となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:16:27	AAとしまして火災感知器を設置しない区域でこちらについては、
0:16:33	もともと該当場所として等ということで例示をしていたのですが、
0:16:38	こちらコメントNo.の 34 番、
0:16:42	コメント、確認事項としまして、
0:16:45	分類への該当箇所の等についてすべてもの時に記載することということで、
0:16:50	分類Aに記載している区域区画が明確となるよう、表中補足として、一覧表 2 として、整理をしましたということで、次のページで、通しページ 20 ページですね、こちらに、
0:17:04	前回お出しした別添 7 のところでは、一覧として、設置しないということ
0:17:17	を明記していたので、そちらをまとめる形で、該当箇所の一覧を、
0:17:22	鳥栖ページの 20 ページの方でまとめております。
0:17:25	数ページ 19 ページに戻りまして、
0:17:29	分類のBとしましては、障防法、
0:17:35	建築基準法に基づく火災感知器と一緒に設置する区域、各
0:17:40	こちらの該当箇所につきましては、ちょっと先ほどもご説明いたしましたが、
0:17:43	後で、これ、
0:17:49	ところで示して、
0:17:52	はい。
0:18:00	続きまして修正したところとしましては少しページ 21 ページになります。
0:18:04	こちらも
0:18:08	内容は変更ございませんが記載の適正化ということで、
0:18:14	組み合わせのところは変更してございませんで、二つ目のところで配置
0:18:16	ですね、
0:18:24	一部の火災区画、
0:18:28	消防法 23 条 4 項に基づいて、火災感知器の配置及び個数を見直しま
0:18:38	すということで、理由としましては、一部の計画において、
0:18:41	機器直上のみに火災感知器を設置すると。
0:18:47	高め、
0:19:01	続いて
	通し番号、通しページ 22 ページ、お願いします。こちらは、
	④のところですね、引火性発火性のところを、二つに分けましたので、
	該当場所について具体的にディイタンクという
	続きまして、23 ページにつきましては時田の活性化をして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:08	続いて、24 ページです。
0:19:13	こちらについては火災防護審査基準によらない分類と整理した水規格の火災感知器等の種別の選定結果を示しておりますが、
0:19:24	Aにつきましては、対応箇所は先ほどお示した通り、具体的に記載しております。
0:19:32	続いてBとしまして消防法または建築基準法に基づく、
0:19:36	半月 1 種類設置するところですね、について、区域施策の例及び施設の選定結果、
0:19:43	を記載しております。保安水準の確保の考え方としましては、安全機能、重大事故等に対処する機能にユフを有する。
0:19:53	が設置されないもしくは、影響が、
0:19:56	火災により影響を受けないことから、消防法に基づく、感知器を設置することで十分な保安水準が確保でき、ここが達成できると考えております。
0:20:06	続きまして、年 25 ページになります。
0:20:11	こちらでは、
0:20:14	葛西山地、
0:20:16	火災防護審査基準によらない、
0:20:19	設計について 4 ポツ 5 としまして、4 ポツ 5 ポツ 1 としましては、設置しない区域施策として、例としまして、非常用ディーゼル
0:20:28	発電機ルーベントファン室を、パワーポイントの中で示しておりますがその他の火災区域区画については、
0:20:34	付則の後ということで、
0:20:37	実はまだちょっと提出できていないのですが、今後、提出をして、お示ししようと考えており、
0:20:48	しまして、ステージ 26 ページですね、こちらについても同様に、消防法施行規則の適用対象ではないというについて、
0:20:56	1 例としまして海水ポンプ室及び軽油貯蔵タンク室を示しておりますので、後程、
0:21:02	提出いたしますと一つの方法というところで、全体的に網羅的にお示しをしたいと考えております。
0:21:13	本日の資料修正としましては、以上となります。
0:21:19	はい、規制庁西内です。ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:22	ちよつうちの方から今日お示されてる範囲でのちよつと確認ということでちよつとまずは大きな考え方大枠での確認が強雨になるかなと思えますけども、
0:21:31	宮内の方から、
0:21:38	江藤では、まず、規制庁イトウですまず私の方から幾つか、
0:21:44	派遣をさせてもらいたいと思ってます。今日はあのフローと、
0:21:49	表。
0:21:50	ですかね、そこを、
0:21:52	もう、
0:21:53	宣誓をしてもらったってということでそこを中心になるんですけど、
0:21:59	まずフローの方から、
0:22:03	へえ。
0:22:04	と。
0:22:05	フローの
0:22:07	四分の2の、
0:22:09	精神湯。
0:22:11	設置しないところと1種類設置のところについてもそれぞれ、
0:22:17	聞きたいことあるんですけどちよつと、大きなところからいくと、すみません次の4分の3のページで、
0:22:28	火災感知器の選定フロー。
0:22:31	で、表8に示す。
0:22:36	選定リストから選定って書いてあるんですけども、ちよつと
0:22:44	選定組み合わせ設置、それぞれ何をしているのかっていうところから、認識を合わせたいんですけど。
0:22:53	選定フローの、この表8のリストから選定って言うときに、ここで、
0:23:00	弁類、
0:23:01	①から⑥までありますけど、これ、①から⑥のどれかってところまで絞る。
0:23:10	ようなイメージなんでしょうか。
0:23:20	選定フローで言うてる選定って何ですかねっていうところからですけど。
0:23:25	等減免の三つです。こちらで示して、評価ちいのリース等につきましては、あらかじめ想定されるその環境条件だったり、
0:23:36	火災の性質IIを考慮してラインナップをしておりますので、
0:23:42	チラーで、
0:23:45	環境条件を考慮しているので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:48	ここ、
0:23:51	でしょ。
0:24:06	こちらの
0:24:07	オオハシで
0:24:09	宣伝をして、
0:24:12	ちょっとごめんなさい。例えば、例でちょっと試しにこのフローを動かして いただきたいんですけど、例えばですよ、オペフロの場合は、
0:24:23	この選定フローのところから、どういうふう処理がされるのか説明して もらえますか。
0:24:33	原電の新津です。オペフローの場合につきましては、表 8 の中で、②の 天井が高くない空間となっている場所に該当しますので、
0:24:44	アナログ式の全部 2 型煙感知器と非アナログ式の、
0:24:50	この感知器
0:24:51	が主体としますのでこれらの感知器について、フローに沿って、
0:24:57	検討して、
0:25:01	アナログ式の全部の方であれば一番左の
0:25:05	煙感知器方式の感知器ということで、
0:25:09	フローが流れていきまして放射線量が高い場所ではない。かつ 20 メー トル以上ではないところで、この 3 ナガエ、
0:25:18	一つ目が選定しておりますので、
0:25:22	14 ページの
0:25:24	ところで※8。
0:25:26	戻りまして、
0:25:28	この初のところから、続いてその炎感知器の検討を、
0:25:32	行っていくという、
0:25:34	ことで考えている。
0:25:37	ちょっとですね、まず、②オペフロが②に該当しますというのは、選定フ ローの段階で、
0:25:47	そう判断してますっていうことでよろしいですか。
0:25:52	のみです。
0:25:55	そうすると、もう選定リストD、
0:25:59	選定リストができ上がっていて、②はもうこの
0:26:04	2 種類しかないですよってこのリストが言ってるんですよ。
0:26:09	そうすると、
0:26:11	もう何か、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:12	組み合わせはもうこれしかないですよってということになりませんかね、ちょっとこの選定と組み合わせの考え方なんですけど。
0:26:45	辨野室井でございます。
0:26:48	今の伊藤様からですねお話あった通りですね、私どもとしましては、あらかじめですね現場の状況を把握しておりますので、
0:26:57	今回のバックフィットの感知器を
0:27:01	採用を考える際には、
0:27:03	どういう
0:27:05	物理的な条件だとか環境条件なのかっていうことはもう承知してますので、あらかじめですね、①番から⑥番に相当するようなエリア区分を設定いたしまして、
0:27:16	煙感知器熱感知器、炎感知器という優先順位を、
0:27:20	持ちましてですね、あらかじめこうラインナップを定めたわけですね。
0:27:25	そういうのを準備した上で、あそこをこのフローのですね、従って、もう1回流するようなイメージなんですけれども、その結果やっぱりこの不
0:27:35	選定リスト通りに当てはまるなんていうことで、物事を進めていってると、こういう考え方で進めているということ、
0:27:45	はい。
0:27:49	もう1回流す。
0:27:51	必要があるのかっていうところですよ。結構、すいませんちょっと、
0:27:57	古藤新野、今回、能リストの場合、このS選定リストと組み合わせ設置のリストがすごい近くてですね
0:28:08	ちょっと、
0:28:10	何だろう。
0:28:12	紛らわしいというかほとんど同じような表になっているのでちょっとあれなんですけど、例えば他の
0:28:22	電力会社だと、もうちょっと選定リストの段階ではざっくりしていて、それを組み合わせのフローの中で絞り込んでいくみたいなそういうところがあったり、
0:28:34	するんですよ。
0:28:36	あと、それ、それと同じ考え方でいくと、今回選定リストで、①から⑥まで出されていますと。
0:28:48	で、
0:28:49	この前提のもとだと思う。組み合わせフローで考えなきゃいけないのはもう、①の8メートル以上か8メートル未満かだけなんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:59	というふうに、
0:29:03	そういう考え方ができるのかなと思っているんですけど、ちょっと、
0:29:08	ご意見を。
0:29:10	聞かせてもらって現在のムロイでございますがまさにですねそれに近い結果にはなっていると思うんですけども、
0:29:17	ただ私ども先行サイトさんを見たときにですねやはりセンコーさんにおきましても、あらかじめ選定リストっていうのを定めまして、
0:29:27	フローをまわしていますので、そのやり方自体は一緒かなと思ってたんですが、
0:29:32	微妙に違うというようなニュアンスのお話もあったんで、
0:29:37	そこら辺はもう一度確認をしておきたいと思いますが、
0:29:47	基本的には島根さんを参照していますので、
0:29:52	それに近いかなと思ってますけども、
0:29:54	島根ですか。規制庁井藤です。島根はちょっと私もあまり詳しく知らないんですけど僕が今頭に思ったのはPWRの先行のやつなんです。
0:30:10	現在のムロイでございますPWRさんの場合とBWRの今島根と申しましたけども、確かに違うのは私どもも承知しております。
0:30:20	ただどちらによるかっていうところについては、以前ですね、
0:30:26	よく島根さん見てくださいよっていうような母子アドバイスもございましたので、それを見ながら作り込んでいるというのが今現状でございます。
0:30:41	葛西田井、葛西対策室の齋藤です島根の場合妥当。
0:30:46	フローの中でいうと、選定フローっていうところ、今、4分の3の選定フローってところ、
0:30:57	これ、今、今回の表で言うと、今回のフローでいくと、
0:31:02	12 ページの一番上の、
0:31:04	ボックスですけども、その部分ってほとんどあまり書いてないはずなんですよね。
0:31:11	実質上書いてあったとしても流されて、結局
0:31:16	ここの四分の4、
0:31:19	4分の4の
0:31:21	感知器で、
0:31:25	4分の4でボックスが
0:31:28	千鳥2、五つ並んでるのかな。
0:31:31	並んでる。そのところ結局、
0:31:36	表8のような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:38	結果になりましたというような花Cの構成になってるはずなんですよねで表 9 とか標準とかD、
0:31:46	の組み合わせのところを書いてあるのは、それは要は表 8 で書いてあるやつをそのまま説明の都合上、
0:31:54	引っ張ってるだけですよっていうそういう話に確かなってたはずなんですよ。要は、
0:32:01	その選定フロー一度行ってるや要は選定フローが選定フローになってないんだよねこの通りのこの話、今回のこのいただいたものでいくと、表 8 っていうのが、
0:32:14	結局その組み合わせの、
0:32:17	今伊藤から指摘させていただいて、意図から確認させてもらってるのは、表 8 っていうのが、結局この 4 分の 4 の、
0:32:29	千鳥になってるところとあとその一つページの前の⑤番⑥番というところ。
0:32:36	ここにいつてるから、このその結果として表 8 っていうのが、
0:32:41	形成されてるんじゃないですかねと。
0:32:46	そういう考え方であるのであればそういう考え方だ、そういう考え方だというふうに説明していただければいいんですけれども。
0:32:54	要はあの表、表 8 が、ここの中に、四分の 3 のところの一番上に来ちゃってるんで、そうすると、要は組み合わせの結果じゃなくてももうここで組み合わせちゃってるから、
0:33:07	そっから先の話については、そもそも流れなくなっちゃうんじゃないですかねと。
0:33:14	逆に表 8 の部分っていうのは、そういう話じゃなくてこの感知器の組み合わせフローまで流した結果として、
0:33:22	この一番に落ちた場合にはこうなります。2 番に落ちた場合にはこうなりますと。
0:33:28	いうことを言ってるんじゃないですかねということ、
0:33:32	我々としては確認させてもらってるつもりなんですよけれども。
0:33:37	いやそうじゃないっていう話になると、
0:33:42	要はこのフローとして、湯
0:33:46	この表とそのフローの
0:33:48	結果としてどっちがどっちなんだっけっていう話。
0:33:52	多分なってくると思うんですよ表 9 とか標準っていうのはまたその位置付けについて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:57	あれなんですけど要はその表 8 の話を、
0:34:01	踏まえて、どういうふうに細かく説明してるのかどうかとかそういうことを説明してるのかなと最初思って。
0:34:07	私としては最初そこを確認しようと思ってたんですけど、
0:34:10	要は表の表 8 の位置付けっていうのが、
0:34:14	結局下のフローまで、
0:34:16	まわした結果なのか、それともその下のフロー。
0:34:21	回さない回す前から、もうそれでフィックスしちゃってますかねと。
0:34:27	いうところの確認をさせていただきたいんですよね。どう、
0:34:32	何か我々の目線から見ると、この表 8 っていうのは、
0:34:37	下のフローまで全部流した結果として、要はそういった換気、要は環境条件をいろいろな、
0:34:45	並べた後結局そこで流すとそうなりますみたいな話になるのかなあとというように話になるんですけどそうすると、煙とか熱とか炎とか、
0:34:56	どうしてここがどういう条件で終わるのかなみたいな話があるんで後でそこ確認しなきゃいけないんですけどけれども、
0:35:04	表 8 の位置付けっていうのがどこに該当しますかって表 8 がもしその外、ここで上の部分でフィックスされるんだとすると、その下のフローっていうのは、
0:35:15	どういうふうに、オオツカ使って要は設計上どうやって使っていくんだらうかという、
0:35:24	いう話で、逆に言うと表 8 の結果と、そのこの下のフローの結果が全部一緒になってしまってますかねと。
0:35:32	というのが大きく確認させてもらいたいところもりたいところで、
0:35:38	現在の考え方としてはいかがですかねと。だからそうすると表 9 とか標準の、そのこの部分ってのはもうすでに表 8 で説明されてる部分とそれ以外の部分で、
0:35:48	それぞれ分けて、
0:35:50	説明するみたいな形に多分なってくるんじゃないのかなというふうに見えるんですけど、表示はごめんなさい違う供給の部分とか、
0:35:58	はどうなるんですかねみたいな話に。
0:36:02	ということで、だから私前回表の部分と、フローチャートの部分をつなげてくださいなっていう話を、
0:36:09	差し上げたんですけどね、今

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:36:13	私の話を聞いた上で、厳然としてこの表 8 の位置付けってどうなってますかねというのをすいません改めてちょっと教えてもらってもいいですか。
0:36:25	原電の室井でございます。私どもですね今回のフローの見直しに当たりましたですね、
0:36:33	センコーさんもよく見ました。
0:36:35	今私の手元にですね、島根さんのですね会合資料がございまして、
0:36:42	具体的には 23 年 4 月の時の、
0:36:45	論点整理の資料でございますけれども、
0:36:48	結果的にですねここに、と同じ構成でございます。
0:36:53	ただ、作業やってる中でですね今齊藤市長がおっしゃられた通りですね、
0:36:59	初めに選定、
0:37:01	したリストと、
0:37:03	あとそのフローの結果っていうのは、
0:37:06	松崎町になってしまうんですね、そこは少し我々もですね、考えたときには同じような思いがございました。
0:37:13	ここでですね島根さんのフローを少しご紹介いたしますと、火災の発生する恐れがある場所か否かって文献がございまして、
0:37:23	そこから降りてきますとですね、固有の信号を発するいろんな検知器、
0:37:29	を組み合わせることを基本として、この後ですけれども、火災感知器の選定方針に基づき、異なる方式の間地域等を、
0:37:40	主要条件に応じた火災感知リストから選択。
0:37:44	言っているここでリストを呼び出してます。そのあとにですねまたフローが続きまして、私どもで言うとその次のページの個別の組み合わせフローの方に進んでるということで、
0:37:55	私どもの理解としては先行BWRの島根さんと同じかなと思ってます。ただし、齊藤室長のおっしゃるように、初めの選定とフローました。
0:38:07	あとは、結果的に同じになってる、このような、
0:38:10	でございます。
0:38:14	火災対策室の齊藤です。島根の場合は、もう 1 回繰り返しますけど、
0:38:21	同じ同じような、今同じような構成って言ってますけれども、おっしゃってますけれども、
0:38:29	実際には島根の場合はこの後に、
0:38:32	どうしても

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:34	何だっけな、1ヶ所で1ヶ所つえっと、今今回その東海第2としてはまだご説明いただいてませんけれども、
0:38:43	1ヶ所付ける。
0:38:45	ルーチンがあって、その部分については、基本的には
0:38:51	島根のもう一つの今で言うてと今回の資料のところの、
0:38:58	4分の4、4分の3か4分の3の下の方に、
0:39:03	あるようなところを回さないと、の位置が特定できないところがあるんで、
0:39:08	そうしてるんですね。実際には、
0:39:16	要は似てる場所として島根を選択していただいているのはいいんですけども、島根の場合は、1ヶ所の
0:39:24	要は障防法。
0:39:25	うん。
0:39:26	そってつける場所もうこのフローでまわしてるんで、
0:39:30	そこで若干複雑、そういうふうになってるんであって、今、東海第2位、
0:39:36	として説明していただいているものは、消防法に基づく1ヶ所で行くところのルーチンをまわしてない設計になってるんで、
0:39:46	今能勢今のこのフローの中ではですね、
0:39:49	そうだとすると、その部分については、あまりさ、参考にさされてないのでやっぱりちょっと分離しなければいけないんですねそうすると、
0:40:03	要は、
0:40:04	要はこの表8の、
0:40:07	位置付けていうのは、今回の
0:40:12	消防補障防法じゃないと、火災防護審査基準上に沿った形でやってるんであれば、
0:40:19	基本的には選定の話があって、
0:40:22	設置の話は、設置の話であってその間に組み合わせの話があると。
0:40:26	ということなんで、そこについては、今の島根のところを踏襲していくように、今島根のものをその下、
0:40:37	ところを踏襲してないんで、そうすると、どういうふうに分けるかっていうと、設置と組み合わせ、選定と組み合わせの、
0:40:46	話。
0:40:48	結果として、フローの中のどこに持ってくるかと。
0:40:52	いう整理はそこから先は、日本原電のオリジナルになってしまうんですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:57	そうすると、逆に、そういうことをやるのであれば、
0:41:01	フローの作り方として、
0:41:05	先行電力食う、他にもその島根以外にも先行電力の話としては、PWRのところで、関連がアノや、やってるみたいに、基本的には
0:41:18	環境条件にかかわらずとりあえず全部選定してしまって、そこから先、
0:41:23	の組み合わせを
0:41:25	どういうふうにするかっていうやり方にするのかそれともその環境条件の組み合わせを
0:41:31	不具合で、表 8 みたいな形に仕上げて、結果としてこうですっていうふう に示す、九州電力さんとか、そういった先行電力さんのやり方もあるんで、
0:41:42	どっちかに合わせて説明した方が、多分説明は多分しやすいですよ ね一方で、じゃあそうすると今度、1ヶ所の
0:41:50	消防法に基づく1ヶ所のつけ方っていうのはどうするんですかみたいな 話があるんで、それを島根さんみたいに500円と組み合わせるの か。
0:42:01	それとも
0:42:05	もっとシンプルな形にして、
0:42:08	どういうふうにするかまた別なものを完全にこう作ってしまうか。
0:42:14	ていう選択に多分なると思うんでそうすると表 8 っていうものの位置付 けてっていうのはこのフローの
0:42:20	中で、
0:42:21	その上の部分、4分の3の、この上の部分に、
0:42:26	相当する形にするのか、それとも、4分の4のこの千鳥になっているこ の四角のところに落ちてきたものを、結果として拾い上げるとこうなりま すって説明にするのか。
0:42:40	どっちかでないと多分おかしいんですよ。
0:42:44	実際には、
0:42:46	島根さんとの違いってのはそこにあって島根のやつをそのまま
0:42:51	島根のやつで、多分、引っ張ってきてるのは多分4分の2のところまで のはずなんですよ。
0:42:58	読むのになんて何かっていうと、
0:43:00	火災区域火災区画の要は位置付けの分類の話になってるんですけども、
0:43:06	そこは、島根さんも似たように1ヶ所っていうところがあるんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:10	許可に基づいて1ヶ所ってところがあるので、そこをどういうふうに分類するかみたいなところはそれはシマでの考え方はある程度、
0:43:17	見ながらと、原点として能勢の理解を説明していただければいいんですけども、
0:43:24	そこから下の部分については、
0:43:27	どうするかは、今島根のものと、東海第2のものは、説明の仕方が違ってるとでちょっとそこは矛盾が生じてると私は見てるんですよ。
0:43:38	そうすると今のお答えではなくてやっぱり表8の、
0:43:42	ところとして表8が、要はその
0:43:45	結果として示すのか、それとも、
0:43:48	選定をまず選定を全部してしまってそこから先このフローに応じて、
0:43:54	落としてこの組み合わせにしていくなのが多分どっちかでないと、多分火災防護審査基準上の
0:44:01	説明には多分なりづらいんじゃないのかなと思うんですけども。
0:44:05	そこいかがですかね。
0:44:08	理解はされてます。
0:44:10	玄出村でございます私どもの島根さんの見方に少し
0:44:17	不足があったというところは少し反省したいと思います。今のお話聞きましてですね状況を大体把握できましたので、
0:44:24	この表8のあり方というか1図形がポイントかと思しますので、結果として示すのか上段で示すのか、こちらを少しもう一度整理したいと思っております。
0:44:38	今いろいろお話聞いてですね、考えると、結局結果を、
0:44:44	と同じことになってますので、私どもで言うと4分の4のフローのところ、結果の、としてこう整理するのが、
0:44:53	すっきりするのかなって気もしますので、もう一度持ち帰って、関係者と協議して決定したいと思います。
0:45:00	よろしいでしょうか。
0:45:04	衛藤規制庁イトウです。
0:45:07	ちょっと補足をしますと、さっきの私の言い方もあるかもしれないんですけど要するにこの表8のリストを見たときに、
0:45:18	もうここで何、何て言うか、
0:45:21	上で書いてあるその優先順で選定するのはまさに組み合わせをちょっと考えて、選んでますってところだと思うんですよ。なのでこの選定リスト2、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:33	組み合わせの考え方っていうのは、結構入り込んできちゃってその結果として、表 8 があるものと、
0:45:41	理解してます。
0:45:42	前回選定組み合わせ設置、
0:45:49	切り分けて考えましょうねっていうところは確かにこちらから伝えていたところではあるんですけども、
0:45:57	一つの考え方として、
0:46:01	す。
0:46:02	選定。
0:46:04	リストっていうのは、
0:46:07	選定組み合わせリスト的な感じでポンと出してもらってですよ。
0:46:12	で、
0:46:14	もちろんそのリストがどうやってできたかっていう、できてるか、どうやって作ったかっていう説明はしてもらう必要あると思うんですけど、
0:46:22	選定組み合わせリストっていうものを、
0:46:25	ぱんとあって、この中のどこに、
0:46:28	その特定のカクウはどこに該当するから、こういう組み合わせにしていますと。
0:46:35	というような、
0:46:37	形の、
0:46:39	フローの流し方もあるのかなというところは思ってますと。
0:46:45	なんですいません、さっき選定組み合わせる人にするならば、
0:46:50	表 8-①もう二つに場合分けする必要があるかなと思ってます。つまり 8メートル以上 8メートル未満で、
0:46:59	ここ 2 段に分ければ、
0:47:01	もう、
0:47:02	2 種類、すべての行、2 種類になるはずなので、
0:47:09	今、一つの
0:47:11	考え方をと言っただけなのですけども
0:47:16	そこも含めて、ご検討いただきたいと思ってます。
0:47:25	現在のものです。すいません。ちょっと今頭混乱してきたんですけども、今、イトウサマーのご意見は、
0:47:32	むしろ前段の方において、
0:47:35	このリストを使う。
0:47:38	案っていうかケースというか、そういう、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:40	たお話だと理解しましたけども、よろしかったとそうですね、ざっくり言うと、
0:47:46	同じこと2回やる必要はないんじゃないですかとっていて、
0:47:50	組み合わせフローもう、
0:47:53	選定フローとくっつけて、
0:47:56	選定リスト処理してしまうという手もあるのではないかなという。
0:48:10	ところなんですけど、はい。
0:48:13	すいません原理イワモトですけど、私もちょっと混乱してしまったら、もう一度確認だけしたいんですけど。
0:48:18	例えば関連算数に渡船たくう選定の段階では網羅的に挙げておいて、
0:48:25	フローを流してきて最終的に組み合わせになって、
0:48:29	組み合わせになった時今おっしゃったように、組み合わせのところも、①を二つに分ければ、間完璧な組み合わせ、二つ選定した。
0:48:41	組み合わせになるから、そういうやり方もあるよとアドバイスをいただいたのかなと思ったので、そういう理解で。
0:48:50	規制庁の西内ですけど。
0:48:53	ちょっとまず大枠が入りますね。まずこれ大前提なんですけど、先行と一緒にだからいいとかって我々確認をするつもり持たなくて、なので別に島根の説明なんかしなくてもいいですよ。
0:49:05	我々に対して、それは我々中で調べればわかる話なので島根さんがこうして、だから私たちもこうしてますってそういう説明も一切いらなないです。
0:49:14	それは、東海第2発電所の設計としてだけ説明をいただければそれで結構です。で、そこを考えると、いろいろな先行の実績とかを考えてやるってのはそれで自由なので、別にオリジナルでも何でもいいですと。
0:49:27	で、
0:49:29	一番確認を我々がしたいのが、
0:49:32	型式を選定して、組み合わせ2種類組み合わせ、消防法施行規則通りに設置するっていうのが要求ですよ。
0:49:39	なので、
0:49:40	それぞれ、それぞれワードがあるわけじゃないですか、何を考慮しているんですかっていうのが明確になればそれで結構です。
0:49:49	だからそういう意味では、最終的な結果を示していて、その結果に至るまでの間に、選定するときにはこれを考慮してます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:57	組み合わせせん時はこれ考慮してます。設置時はこれを考慮してましてそれぞれの条件が明確になればそれで結構です。
0:50:04	で、そのときに、例えば井藤が言ったような話は、要は選定のときにもうこういうことを考慮して、組み合わせまでこういうことを考慮してこういう結果にしました。
0:50:16	で、それを、その次にエラー組み合わせたものに対して設置するときにはこういうことを考慮してこういう設置しましたという形で都度結果を示してもらってもいいですし、
0:50:25	齋藤が言ったようにもしか島根がそういうやり方なのか、としまね私あの審査実績はまだ見てないのでこれから見ますけど、島根みたいな形で結果だけ示すっていうやり方でも結構ですし、ただ、何を考慮してその結果に至ったのかっていうところはしっかり明確にしていただかないと、
0:50:40	それが適切な設計結果かどうか我々わからないので、その事実確認をしたい。
0:50:45	だから、どう位置づけるかは別に何でもいいです。何を考慮したかが明確になるように、この後ちょっと確認もしますが、今見てる等考慮している条件が何か不明確なんですよね。
0:50:57	何かごっちゃになっちゃってるんじゃないかなっていう気がするのでもうそういうところを少し明確にしていきたい。だからちょっとその、そもそも選定ってどういうことやってるのっていうのがちょっと確認をしたかったっていうそういう意図です。
0:51:08	まずちょっとやりたいことを確認したいことの意図はよろしいですかね。
0:51:13	別にあのフローは何でもいいです。
0:51:15	そういう意味ではフローの形を決めることが目的ではないので、それは、自由なので、
0:51:22	よろしいですかね。
0:51:25	で、そういう意味ではさっき齋藤が言ったやり方とイトウ言った話は多分フローの形が違うんですよイメージがちょっと。
0:51:32	それはそういう意味ではちょっと混乱させてしまった部分あると思うんですけど、それは別に自由なので、どれでも結構です。
0:51:39	条件がわかるようにしていただければそれで結構です。
0:51:42	よろしいですか。
0:52:24	規制庁西内ですけど、あれはそういう意味では、
0:52:29	ちょっと今のフローをベースに確認をどこまでしていいものなのかが正直悩んでいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:35	ですね。
0:52:37	今のこの表 8 は、結局、
0:52:41	どっちだと思って、どう、どう思えばいいんですっけ。
0:52:51	この表 8 っていうのはどういう表なのかっていうのをまず説明と、どこ
0:52:55	の、 彩違うか表 8 ワダから選定リストから選定って言うてるから、まずどっか から生み出されたものなんですよ。
0:53:03	そういう意味では今のフローが結局どう考えたかっていうのをちょっと 1 個 1 個確認していくってそういうことですかね。そういう意味でちょっとご めんなさい。
0:53:28	はい。規制庁伊藤です。ちょっとすみませんフローの関係で言うと、とま ってくださいね。
0:53:46	今選定と組み合わせのところは言ったんですけど、何を考慮したかって さっき西内の方からもありましたけど、
0:53:58	何をそれぞれ選定、選定と組み合わせと。
0:54:03	設置のところで考慮しているものはあって、基本的には考慮しているも ので、それぞれ違うはずであると思ってます。
0:54:15	その意味でいうと、
0:54:18	線フローの四分の 3 のところで、
0:54:23	訪させ、放射線量が高い場所かっていう。
0:54:27	ところは、これ多分前のヒアリングでも聞いてるんですけど、
0:54:31	選定のところでも登場しているし、組み合わせのところでも登場してい てですね。
0:54:39	ダブっている感じがすると、これが
0:54:46	ふうん。
0:54:48	これが必要な理由ってのはちょっとわからなくてですね
0:54:53	結局組合選定フローのところ
0:54:57	①から⑥が決まるものだとすれば、ここはいらないのかなと思っている んですが、
0:55:08	すみませんちょっとこの点は伝わってますか。
0:55:15	原電の室井でございます
0:55:18	理解いたしました表 8 であらかじめですね環境条件仕様、火災の性質 等に基づいて、①から⑧で分類してしまうならば、あえてフローの中で 放射線でこう言う必要性があるのかと。
0:55:31	というようなご指摘だと思いましたので、そこは理解いたしました。ただ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:55:36	表 8-1 図系によってまた変わってくると思いますので、
0:55:42	あ、はい、セイトウです。
0:55:44	わかりました。
0:55:45	レッカーあ、あ、はい。うん。はい。
0:55:53	今の放射線の話、ちょっとその部分聞きたいのでちょっとこのタイミングで入るんですけど、
0:56:00	と。
0:56:02	その表 8 の位置付けによって変わるっていうのがまずよくわかってないんじゃないので、ちょっとまずここに入れた意味合いを聞きたいんですけど、これは、組み合わせの時に考慮する条件として入れたのか。
0:56:14	設置方法を検討する時に考慮すべき条件として入れたのかっていう、まずどういう意図かを聞きたい確認したいんですけど。
0:56:35	記念の日です。放射線量が高いところにつきましては、感知器の組み合わせで考えておりました、
0:56:45	そのアナログ式の感知器等では、
0:56:49	半導体が壊れてしまってるので、そういう影響を受けないものを組み合わせ、
0:56:56	このまま※4 のフローを、
0:56:59	フロー長瀬※4 で
0:57:01	設置のところで消防法とか審査基準通りに設置しますというところで、
0:57:05	フロー流す意図で、こちらは組み合わせのことで、条件として考えておりました。
0:57:13	規制庁西内です。だから設置方法に関しての考慮すべき条件ではないっていうそれは、その理解でいいんですね、理念のニイズですので。わかりました。
0:57:23	ただいまこのフローが組み合わせのフローと設置の古いな、違うな。一応組み合わせフローになってるのか。
0:57:30	朝市を組み合わせぐらいなってるのか。
0:57:36	なるほどわかりましたわかりました。
0:57:42	まあそういう意味だとやっぱり表はちい。
0:57:45	ガー
0:57:47	表 8 を多分分解、
0:57:50	最終的な示し方おまかせしますが、表 8 分解するようなイメージの方が何かわかりやすい気はしますねなんていうんですかね

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:59	選定じゃ、もうちょっと聞くと、選定するときにも放射線量が高いってことは考慮していて、組み合わせのときにも考慮してるっていうのがそれがよくわからなくて、
0:58:09	その違いは何かあるんですかね。
0:58:14	今多分そういう、
0:58:16	イメージですよ。
0:58:18	多分、
0:58:22	イデの水、そのイメージになります。
0:58:25	イメージがちょっと理解私ができるなくて、私の頭は、まさにこれ違うんだったら違うでいいんですよ。私の頭は、型式を選定してその中から組み合わせを選択するイメージなんですけど、
0:58:38	まずそれが違うんだ。
0:58:40	うそそういうイメージで言うと、最初に放射線量を考慮してるわけですよ。選定ときに、ナカマに壊れるから、アナログ式落選てできない。
0:58:49	選定できた感知器の中から組み合わせる。
0:58:52	この話だったら、
0:58:54	組み合わせのときに放射線量は考慮してないですよ。
0:58:58	放射線量という条件は、すでに選定ときに、
0:59:00	考慮しているので、
0:59:03	だから、ちょっとそういう頭で聞くと、やっぱりわからないんですよ。何をやりたいのか、実はその組み合わせのときにはこういう観点で考慮してるんですって何か思想があるのかないのがわからない。
0:59:13	同じ話なんだったら、さっきのさっきのようなイメージだったら何か意味ないよなっていう、何か考えてない考える必要がないんだなっていうことはわかるんですけど、違うことを考えてるのかもよくわからないんですよ。
0:59:25	まず同じことを考えてるって理解でいいんですけど、この放射線量が高いって言うのは、現在のムロイでございますけども、23のおっしゃることもわかるんですけども私どもとしてはまず、
0:59:37	表8の選定の段階において、
0:59:40	線量が高いところもあるから、そういう場合には機器の健全性の観点から、代替の感知器を設けましょうっていうのをまず定め、設定したわけですねラインナップある。
0:59:51	そこ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:52	さらにそれを今度フローの中で、また放射線が高いところが出てくるって いうことに少少違和感があるということだと思っんですけども。
1:00:01	それはですね、発電所内の数ある火災区域区画ごとにまわっていきます ので、ある火災区域区画の場合には放射線量が高くないところで下 におりていたりするわけですね。
1:00:13	であるところで、防災の高い火災区域核のときには、
1:00:17	構成が高いってということではじかれるわけですので、そういった意味で、
1:00:21	組み合わせの中でのコールもす。
1:00:24	そういう位置付けになって考えてるってということなんですけれども。
1:00:31	周知ですけど、
1:00:34	ちょっともう1回もうちちょっとお聞きしますね。
1:00:37	放射線量が高い。
1:00:39	ウワー。今の話で具体的にアノば、具体的な選定人っていうのは、いわ ゆる具体的な場所を想定してない発電所ん。
1:00:49	の中にあるあらゆる環境条件をリスト化して、それを
1:00:53	使うものを全部リストアップしただけであって、その中から具体的な場所 ごとにフローを落としていくと。
1:00:59	て言ったときに、煙感知器のときとかそういう流れはわかるんですよ。
1:01:04	他の条件をが、フローに出てこないのはなぜ。
1:01:07	要はこの①から⑥っていう区分、
1:01:11	天井が高く大空間となっている場所とか引火性発火性の雰囲気を形成 する場所をそ形成する恐れがある場所とか、
1:01:20	あるじゃないですか。
1:01:22	これはガーダー
1:01:23	フロー上に出てこないっていうのは、
1:01:27	どういうことなんでしたっけ。
1:01:32	これ出てきてるっていう理解なんですかねこれ。
1:01:51	一応設置はそう地下タンクかっていうところで⑥に行くってことが出てき てるってそういうことなんですかね。
1:01:58	ただ④が多分ないのか。
1:02:08	④ぐらいのことであとはそれもちよっと言うとその②の天井が高く台空間 っていう大空間の要素もないですし、
1:02:15	何か

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:16	組み合わせを決めるにあたってちょっと条件が足りてないような感じがしてこのフローがどういう意味合いで作られたかよくわからないってところなんですよね。
1:02:33	少し整理は要るかと思えますけども例えば、
1:02:37	線量、ごめんなさい。通しページの 15 ページのですね、表 8 の一番左側の①から⑥。
1:02:46	取って別にお話させていただきますと、
1:02:49	③番は今フローのフォースで 13 ページ、14、
1:02:53	10、
1:02:55	13 ページ目の、
1:02:58	線量が高い場所かっていうことでこれ丸さんが登場は確かにしてます。
1:03:03	ご指摘のようにですね引火性の高い雰囲気があるかっていうところについては、
1:03:08	ちょっと明示的に確かに書いてないところもあるとは、今私ども認識しましたので、そこはご指摘の通りかなと思いました。
1:03:17	あと大空間となってる箇所とかですね。
1:03:21	そういうところは、この左側ですね 13 ページ左側の、
1:03:25	20 メーター以上の場所から、
1:03:28	あと①番の一般区域火災区画の中の、
1:03:32	赤尾でここ言いましたノロむ式の炎というのは、下の注記で書いてありますけども、取付面高さ 8 メーター以上ということで、
1:03:41	43 ページ目の熱感知器の赤いところっていうことで、関連は出てきてる。
1:03:47	いうことで、確かに一部分はフロー上こうように出てきてますが、一部はちょっと読みきれないところがあるのかなという、今、
1:03:58	ふうに思いました。
1:03:59	以上です。
1:04:03	江藤。規制庁西内ですけど、まず、ちょっとこれお願いなんですけど今後に向けて、同じ条件なのであれば表現合わせといってもらってもいいですか。
1:04:12	天井は天井が高く、大空間となっている場所かっていうその選定の方の表で書いている条件あるじゃないですか。
1:04:19	これ普通にアベば天井が高く、&大空間っていうイメージだと思うんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:24	それをじゃあこっこのフローの中でいうと、高さ 20メートル以上の場所かって書いてますよね。高さ条件だけで、要は大空間のものと一致してないように見えるんですよ。同じイメージで使ってるのであれば、同じイメージ、同じ条件として扱ってるんだったら言葉表現は全部整え、そろえてもらいたい。
1:04:42	普通に考えれば表現が異なれば違う条件として読むのが普通だと思うので、それはちょっと今後資料作成するときをお願いをしてもいいですか。
1:04:58	ちょっと、表 8 わあなんか結局
1:05:03	発電所の中脳すべての火災区域、区画の条件をリストアップして、それごとに使う型式を選定するっていわゆる全体のラインナップを決めているっていうのが表 8 で、
1:05:19	12 ページ、通し 13 ページのこのフローでいうと、
1:05:24	いわゆるこの感知器の選定フローっていうところでは、個別の火災区域区画の具体的な選定組み合わせっていうのはしてないっていうイメージってことなんですかね。
1:05:35	その具体的な組合、個別の火災区域ここに、この火災区域区画にはこういう組み合わせでこういうふう設置するっていうのはあくまでこの組み合わせフロー以下でやっているんだ。
1:05:46	ていうそういう理解をイメージをすればいいんですかね。
1:05:50	最初にアノイトウからCvオペフロについてちょっと流してみてくださいよって話したじゃないですか。
1:05:55	だから、艦隊感知器の選定フローっていう段階では個別の火災区域区画について何か流すイメージではない。
1:06:02	要は、
1:06:03	組み合わせフロー以降で、
1:06:05	じゃあCvオペフロについて流していくねっていうそういうイメージになるっちゃうことですか。
1:06:27	あや違うのかごめんなさい選定フローは一応表から選定するってなるから、
1:06:34	表から選定するってなるから、
1:06:38	一応このフローは、個別の火災区域区画に対して流してるフローっていうことなんですかね。
1:06:43	だからじゃあ、そもそも表 8 がだからどこから生まれたのかの説明が全くない状況ってそういうことなんですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:53	表 8 が今ダムからいきなり登場しているイメージになるっていうそういう理解です。今のこのフロー上、
1:06:59	何かどっかで説明をされてます。
1:07:01	表 8 がどう生まれたかっていう説明。
1:07:11	A棟でそこに書いてる内容ってこの火災感知器の選定フローに書いてるボックス同じ内容ですよ。
1:07:26	でも、感知器の選定フローの方だと選定リストから選定。
1:07:30	ここの考え方で選定ですとか選定ですよ。
1:07:34	選定リストがどうやって生み出されたかっていうのがわからないっちゃうことですかね。
1:07:44	それは今どういうことなりましたっけ。
1:07:47	表 8 が生み出されて表 8 っていうのはこの 15 ページのこの説明、14 ページ、と 45 ページか。
1:07:54	どうせ 15 ページの説明で生み出されているものってそういう理解をすればいいんですっけ。
1:08:07	環境条件を考慮し、
1:08:09	示すっていうところですかね。
1:08:23	衛藤元の三つです。表 8、ホシノ 15 ページですね、については
1:08:32	表 8 の上のところに書いてある。
1:08:34	考え方としまして環境条件だったり、火災の設置を考慮して、
1:08:41	箇条書きでされ、
1:08:43	記載している優先順位、
1:08:45	続いて、選定をしているというので、
1:08:48	こちらの考え方で表 8 の方が、
1:08:51	作成されていると。
1:08:54	説明になります。
1:09:00	そうすると、
1:09:04	14、15 ページ一つ目の矢羽根の三行部分で、
1:09:10	環境条件や火災の性質を考慮し、っていう、そこは何となく理解できるんですよ、この①から⑥見たらそういう条件だっていうのはわかるので、
1:09:23	以下に示す考え方にに基づき、
1:09:26	選定リストを作成したって書いてあるじゃないですか。で、さっきこれイトウも言った話なんですけど、以下に示す考え方ってこの無縁という縁を考慮してこういう優先順で選定するって書いてるじゃないですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:38	これって要は2種類組み合わせなきゃいけないんですよ。だからその2種類を選定しているだ2種類の組み合わせを選定してるみたいな多分そういうイメージなのかなあ。
1:09:48	て思ったんですけどそれはちょっとイメージが違います。
1:09:51	ここでだから実質的にもう組み合わせを含めて、
1:09:55	選定決定している。
1:09:59	Aいうイメージでこの表8を作られてるって理解でいいんですかね。ちょっと違います。
1:10:06	どういうイメージで作ったかだけをまず教えて欲しいんですけど。
1:10:09	この表、
1:10:11	この表自体は、私どもは、組み合わせまでは考慮したということではなくですね。
1:10:19	まずいろんな方式の、
1:10:22	金がございますので、
1:10:24	これからそれぞれの環境条件とかに応じて設置するとき、
1:10:29	まず一番初めには煙感知器を選定しましょう。次は何にしましょうっていう順番は、
1:10:36	本で書かせてもらってるだけであって、
1:10:39	ここで、
1:10:42	組み合わせまでは、フロー
1:10:46	何て言いますかね。
1:10:47	意識したものではなかったんですけども、
1:10:51	読み方の読み方によっちゃうのかなって気はいたしますけれども、基本的には
1:10:58	まず選定の順位をここで書いてるだけということでございます。
1:11:05	規制庁西内ですけど。
1:11:09	あれですかね、選定の順位をこの間、いや、順位を、
1:11:15	何か、
1:11:16	1000組み合わせより前に決める必要があるのかっていうのがよくわからないっていうのがまずあって、
1:11:23	さっき村井さんおっしゃったように、
1:11:27	使えるものを上げてるだけなんですよね。
1:11:33	ての順位っていうのは、
1:11:36	それは組み合わせのより前に何かどうというイメージで使ってるのかっていうのがよくわかんない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:16	もうちょっと言うんですね、この1ポツ目のソネ無縁の話あるじゃないですか今おっしゃっていただいた。
1:12:22	早期感知できるよう、煙感知器を優先し、異なる感知方式としてっていう時点でもう組み合わせの概念が入ってきてると、いうふうに僕は読んでいたんですけど、そうではないってことですか。
1:12:35	先ほど私申しましたけども、読み方によってはそうとらわれてしまうなんていうのがありましたら違うってことですね。で、じゃあ、もうちょっと確認すると。
1:12:45	選定っていうのは組み合わせの概念一切抜いて、
1:12:50	各環境条件と火災の性質があるじゃないですか、それに応じた要は使えるものを全部ピックアップしてるんだっていうそういうことでもいいんですか。
1:12:59	要は、2種類選べた2種類まで止めるとかそういうんじゃなくて、使えるものを全部ピックアップしているんだって、そういう概念なんでしたっけ。
1:13:10	ちょっと違うんですね多分ね。そう。だからわかんないんですよ。選定するときすでに何か2種類け組み合わせてるような印象を受けたので、だからこの表が、さっき言ったように組み合わせも含めた結果のように見えるっていうのがそういうことで、
1:13:23	今、多分そういう、そうじゃないって仰ったっていうことは、多分組み合わせの概念が入ってきてるって知らず知らずに入ってるんじゃないかなっていう印象を受けるんですよ。いや、入ってないんですよ。
1:13:34	ていうことであれば何か入ってないっていう、意味合いをもうちょっとかみ砕いて説明いただかないと、多分、このユニットが一緒埋まらなくてですね。
1:13:43	なんで、選定の段階で、いや別にいいんですよ。この表は、いや、組み合わせの表じゃないですっておっしゃるのはいいんですけど、なんでじゃあ2種類だけなんですかと。
1:13:54	はい。ていうのを教えて欲しい。現在の室でございます。
1:13:58	すべての管長式を
1:14:02	ピックアップしたものではないのこれ事実でございます。何で2個なのかっていうと、要求自体が2種類設けなさいってことがございますので、使えるものを10個20個並べても仕方ないなと思ひまして、
1:14:14	最低2行まで選べればですね、それで閉じているということございます。ですですが、今いろいろご意見聞くとですね初めに藤さんからございましてけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:14:26	一部ですね組み合わせがこう入り込んでるようなイメージがあるっていうのは否めないところでございますので、少し整理をさせていただければと思います。以上です。
1:14:39	ちょっと今後に向けて、今日ちょっとしっかり考えを共通認識を持ちたいんですけどね。
1:14:45	今まずごめんなさい、今のこの表の説明今室井さんおっしゃって説明に、組み合わせの概念が入ってるっていうふうにもう共通理解終えていいんですけど。いや作った時は違うかもしれないんですけど、今日のその確認のやりとり踏まえて、
1:14:58	入ってますっていうことでもいいのか、いや、ちょっとまだ入ってないと思ってるんですけどっていうことであれば、多分僕らが理解できてない考え方が多分あると思うんですよ。
1:15:06	どっかにそれをちょっと明確にしないと、
1:15:10	今後作ってきた資料が本当にそれで東海第2発電所の設計あらわされてんのかってのはわからないんですよ。だからまずちょっとそこを認識を合わせたいんですけど。
1:15:20	はい。
1:15:27	広木です。すいません。
1:15:29	ちょっとやっぱり今後なってきたんですけども、基本的に今菅、感知に対しては、既工認で、まずどこの場所にはどういったようなものを付けるというような説明がまず、
1:15:44	それがベースになっていまして、そこから今回バクフィットに対して、さらに消防法の改正に伴う、今のその機構にいただいた、
1:15:57	ものに対して、当時はどうなんだっていうところを、
1:16:01	見に行った時に例えば通しページの15ページでいくと、炎感知器、要するに記載、改正を踏まえて設計が変更となる点というふうに押さえてありますけども、
1:16:14	こういったものが追加になってきた。なので、
1:16:17	ちょっと理解、今のオペフロの話が出たんですけども、
1:16:23	通しページ12ページからずらっと来て区域区画で我々は例えばロッカーオペフロをまずターゲットにしました。その時に室井からも出ている通りこの環境条件の説明が、
1:16:35	ちょっと組み合わせもヒットしてるような文章になってるかなと思ってんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:40	そこで6回であれば、我々表8で整理してるんですけども、一般区域い いかな、それから天井が高いから大空間かなというところを整理しなが ら、
1:16:52	何が使えるかなっていうのを洗い出している。
1:16:55	今、オペフローで言えば、もうターゲット一つになっちゃうんですけど、
1:17:00	全体的にわあ、ベース開き公認から、
1:17:04	整理をした上の表8ができ上がってるっていう、そういうちょっととらえ 方をしてしまってるところもあるんですけど、
1:17:12	基本的には、
1:17:14	何て言えばいいんですかね。
1:17:18	ちょっとごめんね質問。
1:17:23	が、ちょっと僕の聞き方がちょっと変だったかもしれないですけど、
1:17:26	ごめんなさい別に既工認をベースにしてるところは別にそうすると聞い てるわけではなくて、ただ単純にこの表には、組み合わせの概念が入っ てるっていう理解で、もう共通理解ですか、イエスかノーですかという それを聞きたいだけです。
1:17:46	おそらくこの文章に書いてる通り、表の左側から優先でないものは右側 にどンドンどンドンいってると。
1:17:57	いう理解をしています。ただおっしゃる通り、下の方に行くともう二つで打 ち止めをしているので、そこに組み合わせの概念が入ってんじゃないか と言われると、
1:18:08	入ってしまっているような、
1:18:10	気がしていますという、我々、私理解合ってますよね。
1:18:16	はい。わかりました。作った時には、そういうつもりはなかったかもしれ ないけど、今日確認してそういう理解で共通理解になったのであれば、 そういう表としてもう使ってくれればいっていったことだと思うんですよ ね。もう、
1:18:32	表そういう表として使うのか、もしくは表の位置付けを変えるのか。
1:18:37	表の内容を変えるのかですけど、それは今後修正していただければい いんですけど、まずこの2種類決めてるっていう時点で組み合わせの 概念が入ってるっていうところそこで、ここで共通理解取れてないと。
1:18:49	多分どう直しても多分いつまでも溝が埋まらないのでそこだけちょっとま ずとっておきたかったっていうそういう理解ですと。
1:18:55	そういう意味では、一応、一部入ってきてしまっている間、もうちょっと正 確に言うと一般は結局、今は3種類書いてあるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:03	この中からさらに選ぶっていう組み合わせ、何か組み合わせが何か二つに分かれちゃってる印象がちょっと若干あるのでそこら辺をよく整理した方がいいと思いますけど。
1:19:12	ただ表 8 は、今現状はもう環境条件とか火災の性質をこういうのを考慮して、型式を選んでいくで選んでいくときに、その環境条件ごとに、
1:19:25	その優先順位を考慮して 2 種類の組み合わせも選択決定している。
1:19:29	ていうのがこの表だ。
1:19:31	ていう理解でまずいんですよね。
1:19:36	何ですかね。
1:19:37	基本的に結構でございます選定と組み合わせを整理した表という認識が適切だろうというところが共通認識でいいと思います。で、
1:19:49	元サイトウさんからもお話ありましたけれども、これがあらかじめの選定のリストなのか、
1:19:55	結果の選定リストなのかっていうところについてのまだ、議論が残ってると思いますので、
1:20:02	議論というか私も宿題として残ってますので、それはちょっとどういう値に位置づけるのかはあるのかなと思ってます。
1:20:11	ちょっと話のキャッチボールの関係でもう続けちゃいますね。今おっしゃったあらかじめなのか結果なのかっておっしゃってるのは、
1:20:19	それはちょっと、どういう意味合いがもうちょっとかみ砕いて説明いただいてもいいですか。
1:20:26	結局元の話としては、この選定リストと、
1:20:33	言いつつも、
1:20:34	実はこれ風呂まわした結果と同じですよっていうお話があったと思うんですね。
1:20:40	で、私どもとしては、
1:20:44	これはあんまり言っちゃいけないかもしれませんが実績、
1:20:47	を見ながら、
1:20:49	あらかじめの選定理由としてこうやった方がいいだろうということで整理したわけでございますが、
1:20:56	審査実績の私の見方も十分じゃなくて、必ずしもそれ、
1:21:01	ご認識はちょっと違うっていうこともご指摘いただきましたので、
1:21:05	そういったご意見を踏まえると、
1:21:08	2 種類のやり方があるんじゃないかというお話かと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:12	結果としてまとめるのか、或いは、これまで通りその線、あらかじめのリストにするのか。
1:21:20	そこら辺を原電として、どちら、方針を決めてですね、その方針によっては多分、構成も変わってくると思いますので、その辺を少し持ち帰り検討かなというふうに思っています。
1:21:42	ちょっともうちょっと確認をしたいんですけど。
1:21:46	そのあらかじめか結果かっていうところがよくわからなくてですね。
1:21:52	等、
1:21:56	フローをまわした結果っていうのがよくわかってないってことなのかもしれないんですけど。
1:22:04	通しの 15 ページで書いてもらってる
1:22:09	この表 8 を作る時、もう選定組み合わせリストって言っちゃいますね。
1:22:14	選定組み合わせリストを考えると、この矢羽根で考慮していることを書いていますよね。これは、
1:22:20	通しの 13 ページのフローの方で見ると、
1:22:25	選定フローのところに全く同じことが書いてるわけですね。
1:22:29	何かここでやった結果、この評価ができてるわけですね。
1:22:36	ここでやっているっていうことはこれ、あらかじめのリストだ。
1:22:40	という意味合いで使われてます。
1:22:43	なるほどでけ。
1:22:46	のリストだっておっしゃってるのは、この組み合わせフロー設置フローっていうそのサインフロー流していきますよね。そこまで最後にやった結果のフローとして示すべきかっていうことをおっしゃってます。
1:23:01	ま、そういう意味でいうと、ちょっとその話は何かもはや、もうないのかなと思っていて、っていうのも、今、この表 8 って選定組み合わせフローFの表になってるんですね。
1:23:11	だから、今、表の 13 ページの 13 ページで組み合わせフローって書いてるものって、ほぼ、
1:23:19	意味がなしてない。
1:23:21	要は、多分表 8 の位置付けを検討すると、自然とこっちのフローが変わってくるので、あらかじめ駆けっかかって、
1:23:30	何か、そもそも、
1:23:32	発生しますからその整理って、
1:23:38	要はその整理が何かまだ残ってるっていう考え方がよくわからない。
1:23:43	それ何か宿題になっているのかどうかがよくわからない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:50	ざっくり言うと、さっきの話だけ聞くとですよ。
1:23:53	この一つ目のボックスで全部やってるんだっていうんだったら、この、このページの組み合わせフロー全部なくていいわけですよ。極論言いますよ。
1:24:03	ございます。そういう意味のことを初め言われたのかと思ってます。ただし、今いろいろ
1:24:11	認識合わせの中ですね、
1:24:13	この表 8 を、
1:24:15	選定組み合わせリストという位置付けにするという共通認識をとりましたので、そういった意味ではこの通して 43 ページ目の、
1:24:24	ここで扱うということになると思いますので、
1:24:27	結果というよりはあらかじめこういったものを、
1:24:32	定義しましたって位置付けかなというふうに思いました。
1:24:38	すいませんちょっと今の回答があんまり理解できなくて、
1:24:47	組み合わせ等 43 ページの組み合わせフロー鳥羽って書いてますよね。
1:24:54	ここって結局、
1:24:56	選定フローでやってることと同じことやってるだけって理解でいいんですけど。
1:25:00	はい。違うことやってるんですけど。
1:25:05	私どもはもともと、
1:25:09	別なことだと思って整理をしました。
1:25:11	ただし、
1:25:13	皆様ご覧になると、結果同じことなんじゃないんですかというご指摘をもらったと認識をしています。
1:25:20	だから、端的に言うと、
1:25:22	あらかじめ表 8 で結果をまとまってるならば、フローなんていらんんじゃないですかというように、ご指摘があったという認識をしました元は、
1:25:38	最初に、
1:25:39	別なことをやってると思っていたっておっしゃった趣旨は、
1:25:46	さっき選定の表 8 があれ組み合わせの概念も入ってますよねって言ったこと、その話っていう理解でいいんですけど、要は組み合わせは。
1:25:56	この選定フロー表 8 でやってなかったと思ってたんだけど、そういう意味合いでいいんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:07	宗先生
1:26:09	ごめんなさいじゃちょっと、当初認識してもしようがないので、そう意味で言うと、今の認識でいうと、この組み合わせフローが、結局、選定フローの中でやってることと同じことだということに共通理解にはなっただけでいいんですけど。
1:26:24	ちょっとその認識が違ってた。
1:26:31	いや、本来は、
1:26:33	あらかじめの選定リストでございますので、
1:26:38	組み合わせ、
1:26:39	組み合わせフローをまわした結果と同じことかというご質問でした。すみませんもう一度お願いします。
1:26:45	この表、今の表 8 が選定組み合わせの結果、
1:26:50	選定組み合わせを実際にし、実際にという環境条件に応じて、
1:26:56	組み合わせまで選定した結果、
1:27:00	組み合わせまでやった結果、
1:27:01	が表初だと思ってるんですけど、
1:27:04	あそこが違いますごめんなさい。あれはやっぱ結果というご認識ですか。
1:27:08	結果とあらかじめがやっぱり僕意味合いがわかってなくて、
1:27:13	今おっしゃってる結果っていうのは、例えばCvのオペフロっていう個別具体的な場所について、決めた結果みたいなそういうイメージで使ってます。違います。
1:27:23	あらかじめと結果の違いがよくオカ使い方がわからない。
1:27:26	そうですね。この表 8 を、13 ページ目の選定フローのところで利用我々したわけですので、
1:27:33	結果ではないと思ってたわけですね。ただ結果だというならば、
1:27:37	14 ページ目の方の、このフローをまわした後に、表 8 を引用するっていう
1:27:44	ことが結果だと思って、
1:27:46	ですので私どもの書類上は、本日お伺いしたときのスタンスとしては、結果ではなくて、あらかじめ、
1:27:53	環境条件に応じて、
1:27:55	参照する、ラインナップだという位置付けにしたっていう。
1:28:26	ごめんなさい。もうもう 1 回お願いしてすみません。ちょっと頭の整理が追いついてなくて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:32	このフローの順番で見てもらうとわかりやすいのかもしれませんがけれども、これ、
1:28:39	ページの順番にフローが進んでいくわけですが、この表 8 を信用しているところが、
1:28:44	まず
1:28:46	13 ページ目のところで引用してますよね。
1:28:49	従って、これからフローそのあとにフローをまわしていくわけですので、
1:28:54	表 8 は、結果としては使ってはないという認識でいましたってことです。
1:28:59	仮に、
1:29:00	これが結果としては厳然扱っているならば、ここに表 8 を引用するのではなくて、
1:29:06	フローが進んでいって、14 ページ目で結論が出るわけでございますので、
1:29:11	ここで表 8 大井をする。
1:29:14	もし原電が表 8 を結果と考えればここで引用しました。でもそうではなく、私どもは前段のフローのところで引用してますので、
1:29:23	この資料もした時点では、
1:29:25	事前に
1:29:28	結果ではないってことですな、結果ではないって言う下の人もおっしゃってください。
1:29:34	おわかりいただけましたでしょうか。
1:29:41	ニシウチですけど、
1:29:45	結果ではないとして持ってきた、
1:29:49	借金までのやりとり踏まえて、
1:29:53	今、
1:29:54	結局高同義だんですよね結局、結局高同義なんですよね。うん。だから、
1:30:00	いや、じゃあ、
1:30:05	フロー、ちょっと 13 ページの話だけなんですけどね。
1:30:16	組み合わせフローと、今選定フローで書いてる内容は、今実質同じことを書いてるんだって認識で、
1:30:26	今はいいんですけど。
1:30:32	もう今アサノここまで話はな、Aの確認を踏まえて、
1:30:37	違うことを書いて、
1:30:39	正確に言うとあれですよ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:41	組み合わせに関してですね、選定っていう意味合いではもちろん環境条件をいろいろ考えてるってのわかるので、
1:30:47	結局ここで選定フローの中で僕で書いている15ページ目の説明と、
1:30:52	この13ページ目のこの組み合わせフロー部分は、同じことをやってるだけだって理解でいいんですけど。
1:30:59	さっきちょっと表現が違うからっていう話はちょっと私がしましたけど、意識としてはそういう意識だっという理解でいいんですけど。
1:31:09	本日の議論を踏まえればそういうことかなと私は思ってます。はい。規制庁西内ですそうであれば、それを踏まえて多分フローは適正化いただければいいのかなと。要は、
1:31:20	結局最初にお伝えしたように、
1:31:24	選定選定の段階っていうのは使用条件みたいなイメージだと思うんですよ。さっきおっしゃっていただいたように放射線量が高いと壊れるとかそういうがあるので、
1:31:33	そんな時に考慮してる条件等、組み合わせのときに考慮してこれは多分優先順位的なイメージだと思うんですよ組み合わせの時に考慮する条件って、
1:31:41	そういう何かそういう条件をちょっと明確にして欲しい。そうしないとちょっとわから考えてる設計がわからないっていうところがあるので、同じことであれば、
1:31:50	多分前段で考慮してるはずなんですよ。だから後段で別に臭い考慮する必要なんかないわけですよ。
1:31:57	ていうのがあるのでちょっとその、
1:31:59	とりあえず全部変えてみましたとわからないので、
1:32:03	ちょっと、
1:32:04	分解して、正確に記載をいただきたいってことですかね。
1:32:08	いや同じことをっていうさっきアノイトウ海田放射線の話もそうなんですけどね。
1:32:12	前段で考慮してるんだったら後段で考慮する人ってないわけですよ。
1:32:16	再度考慮する必要があるんだったらその意味合いを明確にして欲しいんですけど。
1:32:42	山本SE今のご意見は、我々今選択のところでも環境条件を考慮して、選定、うん。
1:32:51	ですね、のところでやってますと。
1:32:54	で、選定したりす。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:32:57	感知器についてもう1回、組み合わせのところでも、何か環境を考慮して流していているように見えるんでもうダブルになっちゃってますよねと。
1:33:09	いう。だから、本来選定で考慮すべき事項と、
1:33:14	組み合わせで考慮すべき事項は違うはずなのに一緒になっちゃってますよねというご意見。
1:33:20	と受け取りますそういう理解でよろしい。
1:33:26	ももうちょっと言うと、
1:33:29	これ先行の時にやった話ですけど、先行の時のイメージは、環境条件踏まえて、
1:33:36	この時はあれですよぱっと使えるもの全部出しましたですよ。で、
1:33:41	じゃあ実際にその区域区画ごとに組み合わせを選択するじゃないですか。
1:33:47	そのときに、
1:33:48	この考慮した条件を、に応じたものの中から、
1:33:53	組み合わせるっていうような言い方してるんですよ。
1:33:58	だから、前に考慮した条件に適用するものの中から、組み合わせるってそれだけの話じゃないですか。だから、
1:34:04	実質的にはそういう意味では組み合わせるときに、もちろん選定した条件に応じたものに使うって意味で、多分入ってはいるんですよ意味合い的には、それは前の時に考慮した条件を踏まえて選定しちゃって組み合わせただけってだけですよ。
1:34:19	なんか、わざわざ2回同じボックスを設ける必要がない。
1:34:24	ていうふうに理解をされていて、
1:34:28	何か選定したものの中から、こういう優先順位で組み合わせるっていうだけなんだったら、まさに組み合わせのときの状況ですと優先順の部分だけですよね。
1:34:50	すいません1回、
1:34:54	組み合わせえっと、
1:34:56	いわゆる選定のとくと組み合わせるときと、
1:35:01	何を考慮すべきなのかっていうことがちょっと我々明確になってないのかなあと思うんですけども。
1:35:09	選択のときには環境を今、我々、考慮して選定している。その通り。
1:35:18	組み合わせのときももう1回やっちゃってるんですけど、
1:35:21	というような気がしてるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:23	組み合わせるときには、何を考慮しなければ、
1:35:29	ならないのかちゆうところは、多分理解できてないのでおかしなことになってるのかな。
1:35:35	さっき室井さんからもご説明いただいたと昨日、この表の作り方のイメージですけど、環境を考慮して、型式を選定していくわけですよね。その時に、
1:35:45	優先順で、優先順位、優先順位で考慮して、煙、もしくはアナログとか、けんけん。
1:35:53	感知器っていうのは優先して、
1:35:56	1個ずつ型式選んで使えるものを選んでくじゃないですか。で、その優先順位=2種類決まった、終わってるわけですね、実際そこは組み合わせだと思うんですけど、そういう意味では、その優先順っていうものが組み合わせのときに考慮すべき条件、
1:36:08	ていうようなイメージで私は認識しています。
1:36:12	で、それが違うんだったら違うでいいです。私はそう思ってちょっと気三代見てたっていうイメージです。
1:36:20	多分これ、先行少なくともPは、そういうイメージで使う、Wordは使っています。
1:36:26	別に違う違うでいいんですよ。それは自由なので、
1:36:29	そこら辺の考え方を明確にしたり、
1:36:36	もうちょっと具体的に言うと15ページの、私はこう理解してるっていうこう読んだっていう考え方だけなんですけど。
1:36:43	15ページの、このページで言うところの、
1:36:47	いろいろ多分条件書いてあると思うんですけど、管下の環境条件の①から⑥っていうこのジャンルありますよね。これは、選定時に考慮すべき条件だと私は読んで、
1:36:58	で、
1:36:58	火災の性質、
1:37:01	って書いてあるじゃないですか。これ2行目のところですね、火災の性質って書いてあると思うんですけど、これっていうなれば白丸二つ書いてあって、この無縁遊園とかそういう話に声質って多分入ってくるのかなと思うので、
1:37:14	そういう意味では、この火災の性質を含めた、この白丸二つで書いている話ありますよね。無縁遊園とあと、
1:37:21	感知器優先、アナログ優先、これは組み合わせ時に考慮する条件。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:29	ていうふうにこれ読んでます。僕は、
1:37:32	違うな立場で結構です。
1:37:35	でももうちょっと言うと、
1:37:38	選定した感知器の中から選定した感知器でこの1から6のジャンルに応じた線せ、この横列あるじゃないですか。
1:37:47	この列、この列の中から、組み合わせをそういう優先順位で選択してるってイメージで読んでます。
1:37:54	はい。
1:37:55	そうすればフロー上同じ話出てこないですよ。その選定したものの中から選ぶんですから、
1:38:03	て思って、ちょっと読んでいた時によくわからないなと思ってちょっといろいろ質問してるってところですね。
1:38:13	結果して多分あれなんですよその見ると、多分最終的に考慮しなきゃいけない条件が多分、最終的には考慮されてるんだなって何となくわかるんですよ。ただ、
1:38:23	この後これ基本設計方針に落とすじゃないですか。落とす時に、
1:38:27	多分ちゃんと理解してないと多分落とせないんですよ。ていう意味でちょっと火災防護審査基準出てくるワードちょっと分解してちょっと明確に共通理解をとっておきたい。
1:38:37	ていうところでした。
1:38:40	これすいませんねこの後に続くアノ設置の話もちろん同じ話で続くんですけど、まずスタートの選定組み合わせっていうところであれば、
1:38:47	そういうふうにちょっと読んでいたんですけど、違うのであれば違うで結構ですし、
1:38:52	ちょっとわかるように説明を今後ちょっといただければいいかなと思ってます。
1:39:05	アドバイスありがとうございました。
1:39:08	大分
1:39:10	アサノナカの整理ができつつあることでございます。
1:39:13	今の趣旨をもう一度きちんと理解した上でですね、整理をしていきたいと思いますが、
1:39:21	ちょっと私もちょっと
1:39:23	変な言い方になってしまいますけども、
1:39:26	印象と申しますか、この表発信がですね。
1:39:31	余りにも

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:33	結果まで含めて帰ってしまってるような形になっている。
1:39:38	いうことが、
1:39:40	そもそもの、
1:39:42	困難を、
1:39:44	招いてしまった原因かなと思ってます。
1:39:47	ので、
1:39:49	今のご意見も踏まえて、
1:39:54	選定の範囲と大きい組み合わせのARM組み合わせの範囲ですね。はい。沢スタッフが、そういう位置付けの表ということは理解しましたので、整理をしたいと思う。
1:40:08	等、
1:40:09	ちょっと今後に向けて共通理解結構明確にとっておきたいのでちょっと1回聞くんですけど、今おっしゃった結果っておっしゃってるのは、選定して組み合わせた結果ってどういう意味でおっしゃってますかね。奥田組み合わせまで行った結果として書きちゃっているんだけど、
1:40:24	実際的には選定っていうところまず、別を決めるのが多分選定だと思うんです。で列を決めて、その列ごとに多分本当だ。本来の作業って、
1:40:35	別ごとに多分使用できるラインナップだってもう、世の中にある感知配って、海セトが多分選定で、
1:40:41	その中から実際優先順位で組み合わせるのが多分組み合わせっていうイメージが多分、
1:40:46	一般一般的なイメージなのかなと思うんですけど。
1:40:49	今村さんがおっしゃったのはその組み合わせの結果まで書きちゃってるからっていう意味合いですかね。
1:40:56	了解です理解できました。概ね認識多分共通理解にはなれたのかなと思うので、
1:41:03	それ踏まえた上で、最初にお伝えしたようなズラッてした表から1回作ってその中から組み合わせたらこうなりましたっていう組み合わせまで含めた組み合わせの表をまた別に分解して作る。
1:41:14	でもいいですし、何ら別に、これは結果として示すっていうのもあれだと思っんですけど組み合わせまでした結果です。で、環境の条件としてこういうものを選定するときにはこういうことを考慮して、組み合わせのときはこういうことを考慮してやった結果がこれです。
1:41:28	でも別にいいと思うんですよね。何を考慮した火災を明確にしといていただければ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:34	というところで、とりあえず、これは今は少なくとも選定組み合わせの結果みたいになっちゃっているの、今日の話で踏まえてどうされる、どういうふうにならうかとフロート表修正されるかですけど、
1:41:50	また原電が変な考えで資料持ってきて、
1:41:55	皆さん、無駄なお時間をとらせてしまうことになってしまいますので、今ちょっと私が考えたことをちょっと、
1:42:02	ご発言させていただいて、
1:42:04	ご確認いただきたいなと思うんですけども。
1:42:07	まず表 8 については、
1:42:11	今、ずらっとう、それぞれの環境条件をした感知器をずらっとうリストアップするというお話。
1:42:18	にしたいなと思います。
1:42:21	プロで最初、選定リストにするってことですねそれは、選定リストのまま、
1:42:27	まずセンターまずなるほどして整理を 1 回します。
1:42:32	ずっとフローをまわして行って、結果的に選ばれた組み合わせが、
1:42:37	今、今日、
1:42:38	8 で更新したような形で、整理をするのかなと。すなわち、
1:42:43	ちょっと分解してみようかなという、そういうイメージなんですけれども。
1:42:48	またそれだと少し
1:42:51	皆様が考えてるものと合わないとなればちょっと、
1:42:56	可能な範囲でご指摘。
1:42:58	ご指導いただければと思うんですけども。
1:43:07	と、
1:43:07	セトニシウチですけど、
1:43:10	言うなれば多分先行の例でいうと関西電力スタイルになるのかなという印象は受けましたと。
1:43:18	で、今おっしゃっていただいていること自体は特段私は方法、内容もちろんあれですよというふうな内容なんですけど、方向性は別に私あまり。
1:43:29	ずれてはないかなと思いますが一つの選択肢として合理的かなと思いますけど、それ今の選択に、ちなみにそういう意味でいうと、多分そういう選択で今後資料修正されるってことだと思うので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:40	何かこの時点でその今の話の部分で何か規制庁側から確認しておきたいことあります。方向性としてはずれてはないのかなと理解をしますけど。
1:43:49	ちょっとずれてそうだなってところが何か皆さんあると思うところあれば、大丈夫ですかね。
1:44:00	えとか、火災対策室のサイトウですけれども今の理解のと、今理解してるような形で、まずはちょっと作業してくださいでそのときに、
1:44:14	要は自分たち、最終的には、他社の真似とかそういう話ではなくって、日本原電としてはこのように考えるという説明ができるようにして欲しいんですねで、
1:44:26	その時にチェックする話っていうのは、火災防護審査基準に書いてある文章。
1:44:35	と比較して、
1:44:37	整合がとれてますよねっていうことをですね、確認しながら、作業を進めて欲しいんですねけれども、よろしく願いいたします。
1:44:57	規制庁伊藤です。
1:44:59	ちょっとフローというか表というか、それは直った形のものを見ないとあれなんですけど、とりあえずフローをですね作って、
1:45:11	言っている以上はそれがちゃんと機能しないといけなくて、ちょっと私、今日最初いくつか聞きましたけど、
1:45:20	この、このフローガチャン等、
1:45:22	使えるのかなっていうところが、それぞれぞれの火災区域区画にどの感知器を置くのかっていうところが、ちゃんと特定できるのかなっていうのが気になったので、
1:45:35	ちゃんと成り立つフローになるようにお願いします。
1:45:43	連盟の室井でございます。承知いたしました。
1:45:48	そこはきちんと考えたいと思います。例えば1例として申し上げますと、途中の議論の中で、
1:45:54	異臭家さんの方から、
1:46:00	通しページ15ページ目ですね、左側の環境条件、六つほど挙げましたけども、
1:46:06	それがフローに落ちてないとかですね。
1:46:09	或いは表現が統一されてないとかですねこういったところもこのフローを回す上できちんと回るのがかっていう一つの要素だと思いますので、その辺含めて考えてみたいと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:30	はい。はい。
1:46:31	伊藤です。ちょっといくつか続けてやりたいと思います。
1:46:37	どうぞ。はい。
1:46:41	すいません規制庁西内ですけど、さっきの話の部分でちょっと1個だけ
1:46:46	結局だカラー分解して、表を作って、そのあとに組み合わせこうしますって いうことになると思うんですけど、ちょっと資料のイメージだけちょっと、 どういうイメージで今思ってるのかっていうことだけ確認をしておきたいんですけど。
1:47:00	とりあえず15ページの表の方イメージができたんですけど、じゃあ13 ページのフローの方って、
1:47:08	どういうイメージになるのかっていうちょっと主旨を、イメージをちょっと 確認しておきたくて、
1:47:15	選定フローの一番最初のボックスが分割されるイメージですかね。
1:47:23	多分この13ページで結構、多分、形が変わると思ってますけどそういう 意味でいうと、13ページ僕割と形変わるとは思ってますけど合ってますよ ね。
1:47:46	今ここでやってますけども分解するイメージだっというのは今認識を持 っているようでございます。
1:47:54	わかりました。分解したときに、多分組み合わせフローって今書いてる 部分って、ほぼ多分意味を呈さないものになるっていうふうなちょっと僕 イメージでとらえてますけど。
1:48:06	要は、
1:48:08	まず、実質的に多分もし今の組み合わせフローって書いてるのって、
1:48:15	雨戸どうなんだろうな
1:48:17	少なくとも、
1:48:19	このフローもちゃんと変わるっていう理解でいいんですよ。
1:48:27	方向性として多分分解して、また間それに応じたフローを考え直すと、 多分様相が変わってくるんじゃないかなと想像します。
1:48:37	私が今頭の中だと、多分今、今の選定フローのこのボックスを選定と組 み合わせに分割する。
1:48:47	分解する。
1:48:48	そうした後に多分今書いてる組み合わせフローって、
1:48:53	多分流す意味があるのかどうかっていうのがちょっと私は理解ができて ない。
1:49:22	すいません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:25	ちょっと僕が分解って言ってるのって、選定フローのこの一つのかいボックスあるじゃないですか。これを選定と組み合わせの考え方に分解するっていうイメージだと思ってますけどやっています。
1:49:39	そうすると、多分組み合わせって実質そこで終わってるわけですよね。だからそのあとの糞の後に組み合わせフローがまず出てこないっていうふうには私は理解してますけどそれは大丈夫ですかね。
1:49:51	イメージ合ってます。
1:49:54	選定フローを分解して組み合わせまでやるんだったら、そのあとに組み合わせフローって別にも出てこないですよね。
1:49:59	だから今の選定フローだけ分解して終わりじゃないって私は思ってるんですがやっていますっていう。
1:50:23	わかりました。規制庁西内です。
1:50:27	そのあと今のままの組み合わせフローがそのまま残ることじゃないっていうのは僕も同じ理解をしているので、それはそれで結構ですので、ちょっと大事なのはさっき伊藤が言った、実際にフローを流してみたっていうのはちょっと意識をしておいていただきたいくて、
1:50:42	要は、これ実際にCVオペフロって具体の個別名称でも話し合いますが、CVオペフロっていう区域区画に対して、アノク感知器を選定して組み合わせ、設置するっていうためのフローですよ。
1:50:55	だから脂肪オペフロについてどういうふうにこのフロー上で流していったらこういうふうに設計なんですっていうのを、フローに流して説明できるようにしておいていただければ、多分それで成り立つのかなと思います。
1:51:07	そんな時に2回同じようなことを繰り返していると、多分条件としては、あんまり適切じゃないのかなっていうところがあるのでっていうことですかね。
1:51:16	原電室井でございます承知いたしました。フェローの
1:51:20	をベースにですね、クドウがきちんと回る機能するということを確認しながらやっていきたいと思います。
1:51:27	規制庁西内です。そういう意味では、私選定から組み合わせまで、ちょっと設置方法に関してはちょっとまだこれから確認ですけど、選定から組み合わせまでっていうところに関しては特段追加で確認しておきたい点はないですけど、
1:51:40	そこまでの1回範囲で何か確認しておきたい点で他にありません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:52:09	セトイトウりする、ちょっとイメージを掴みきれてないかもしれないんですけど、
1:52:16	今、選定フローを分解すると言っていて、何だ、最初のリストなんかずらっと並べるリストにしますと、
1:52:30	今、今の表 8 のリストはどこに来るって話でした。
1:52:37	結果って、
1:52:39	結構、
1:52:41	はい。
1:52:46	ごめんなさいそれは、主には、4 分の 4 の終了ってところですか、それとも何か別のところですか。
1:52:55	組み合わせのアトベあ組はこっぴょうてことですか。
1:53:17	ぴんぴん間のイメージだけでいいのでその結果として表、
1:53:21	どこのことですね具体的には通しページ 15 ページ目のフローの四分の 3 ですね、
1:53:30	通しの 13 ページ、13 ページですね。
1:53:33	ここのところで多分 1 度、整理として閉じるのかなと思ってますがいかがでしょうか。放射線量が高い場所からの下のところっていう感じですか。
1:53:44	いろいろ下に、
1:53:46	アスタリスクで飛んでますけどもここで結んだ形ですね。
1:53:52	結果として整備するのかなというふうに今イメージはしております。
1:53:57	ちょっとまだ今、
1:53:59	ご意見いただいたすぐの、またご質問なんで、少し整理はしないといけないと思ってますがイメージとしてはそういう感じかな。
1:54:08	はい。
1:54:09	藤。
1:54:11	とりあえずイメージとしては承知しました。
1:54:13	はい。ここ、
1:54:16	よろしいですか。何か。
1:54:18	質問を先に進めてもいいですか。
1:54:21	はい。
1:54:24	はい。
1:54:25	はい。
1:54:28	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:29	規制庁伊藤ですそれじゃあですね一応、今聞いた感じだとせ選定組み合わせと設置フローは分かれてるところで、
1:54:43	ちょっと設置方法のところというか、
1:54:49	どちらもちよっとまずふんわりと聞くと、設置フロー考慮していることっていうのは何ですか。
1:55:16	原電の新津です。設置フローの中で考慮していることとしましては 14 ページ、通し番号の 14 ページのところ記載をしている
1:55:28	火災防護審査基準の②の、
1:55:31	漢字であれば消防の人で、従ってというところとあとは工事基準書のところで説明を考慮して設置の検討を行っていく。
1:55:44	すいません今おっしゃったのは
1:55:48	①から④の話ですか。
1:55:55	下のニイツですそうですね①から④になります。はい。
1:56:00	はいはい⑤⑥については、
1:56:05	⑤⑥につき、下の日です。⑤⑥につきましては消防法施行規則のその適用対象ではないので、火災を有効に検知できるよということで、
1:56:47	例えばになる。
1:56:49	熱感知カメラだったり非アナログの他の機器についてはその患者さんのその火災の検知に影響を及ぼす資格がないよ。
1:56:58	こうこうです。
1:56:59	はい、ありがとうございます。なので、①から④については、審査基準及び工事基準上ざっくり言うと障防法令通りに設置できるかどうか。
1:57:13	⑤⑥については火災を有効に検知できる設置できるかどうかという観点があって、
1:57:27	フローを見た感じだと、すべて
1:57:31	へー。
1:57:32	法令通りとか、有効に検知できるように設置できますよという結論になってるっていうそういう理解でいいんですかね。
1:57:40	理念の三つです。その理解で問題ありません。
1:57:44	はい。
1:57:45	そう。そ。
1:57:48	そうであれば、こういう、
1:57:50	フローの形になるのかなと思いつつ、ちょっと確認をしたいのは、本当に
1:57:57	障防法令通りに全部受けるんですかっていうところがありまして、これもちょっと別の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:06	審査、先行例で言うのですね例えば、
1:58:12	水蒸気があったように、
1:58:14	滞留するだとか、
1:58:17	作業員の被ばく線量が高くなる。
1:58:19	だとか、
1:58:21	感知器を設置するその取付面、ちょうどいい取り付けがないとか、
1:58:27	障害物があって、ちょっと有効に検知できないとか、そういう何かちょっと設置方法のところで引っかかる部分とかがあったり、
1:58:39	したんですけれども、東海第2のその設置の観点で、そういう場所は、
1:58:46	ない。
1:58:47	ですかね。
1:59:28	元のです。衛藤先ほどおっしゃられていたような条件で頭の中で設置できないというところは、今、
1:59:38	出てきておらずと障防法通りに設置することで検討しており、
1:59:44	はい。それは今出てきておらずっていうのは、すべて確認した結果なかったというそういうことでよろしいですか。
1:59:52	そういうことで本来、
1:59:57	はい。わかりました。
2:00:01	そうずっとせ設置は、
2:00:07	はい。
2:00:08	設置。
2:00:10	とりあえず設置のところは、
2:00:12	ほかにありますか。よろしいですか。
2:00:15	はい。
2:00:18	規制庁西内です。ちゃんと置けるっていうのであれば、今後具体的な火災区域の図面とかいただくので、それベースで確認して何か懸念とかがあれば追加で我々からも確認をしたいと思います。
2:00:31	で、さっきのフローの話に戻るんですけど、そういう意味でいうと、結局、設置方法の時の条件、さっき選定組み合わせの条件の話をしたと思うんですけど、
2:00:42	設置方法の時の条件っていうのは、結局、要は、
2:00:47	その条件で、設置方法が変わるから条件として成り立つわけですよ。
2:00:52	その件考慮すべき条件なるわけですよ。で考えたら、さっき伊藤からも確認しましたが、結局、
2:00:59	僕は6、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:01	オカ 56 かそれ以外かっていう、もう、だから、要は、まず基本的には消防法施行規則で受けます。ただ 56 の場合は、こういうふうにおきます。
2:01:11	言えば、条件としては一つ、56 だけだっというそういうような理解をしましたが、イメージが合ってます。
2:01:22	はい。その理解でわかりました。ちょっとフローの作り方ですけど、
2:01:29	左四つのブロックこの 14 ページの 14 ページの左四つのブロックって、
2:01:35	多分これいらないと、四つに分ける意味合いが僕ないと思ってますけど。
2:01:40	多分上の組み合わせフローから多分小繋がりで来てるので分かれてるだけなんですけど、何か分かれてるとその条件が複数あるように見えるんですよね。
2:01:48	そういう意味では、設置方法のときの条件が明確になるようにっていう意味でちょっと資料が充実しておいてくださいと少なくとも今 56 に該当するかしないかだけが、今、少なくとも投入としてはそういう条件しかないと思っている。
2:02:00	ていうことだと理解をしましたが、よろしいですよ。
2:02:05	現在のみです。その理解では、
2:02:07	はい。わかりましたじゃ資料はちょっとわかりやすくしてもらって、本当にそれ以外の条件がないのか、全部ちゃんと受けてるのか。
2:02:15	考慮すべき条件がないかっていうのはちょっと引き続き確認をさせていただきたいと思います。はい。
2:02:24	設置方法のところの、フローとの関係ですけど何かほかに規制庁側から現時点で確認しておきたい点ありますか。
2:02:32	最終的には出てきてるっていうところがあると思いますけどね。
2:02:36	よろしいですかね。はい。
2:02:38	そこは、
2:02:42	はい、規制庁伊藤です。
2:02:45	ちょっとつつ、続きまして、
2:02:48	一旦置いておいたですねフローでいうと、
2:02:55	4 分の 2 ページのところ、
2:02:59	火災感知器を設置しない区域カクウ。
2:03:04	が、ありますねと。
2:03:06	ここの条件がですね、可燃物がなくて可燃物管理をして、持ち込まない運用としている、または内部の水で満たされている。
2:03:19	で、火災が発生する恐れがないと、と書かれてますと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:23	それで、ちょっと条件として、
2:03:30	これもす。ちょっと先行例の話をするんですけど、条件としてですね、
2:03:35	割と物理的に区分されているかどうかという観点の一つありまして、何かというと、
2:03:43	ちゃんとその区域、区画が壁で囲われてるかどうかとかそういうところなんですけど、
2:03:50	もし囲われていない。
2:03:51	というかそういう場合だとその、
2:03:55	価格のすぐ隣に可燃物があってそれが燃えたら、
2:03:59	それ
2:04:01	県、県検知する時、
2:04:06	感知器がないと検知できませんよねっていうそういうことにもなりますし、
2:04:14	そういう観点でいう等、
2:04:20	設置しないとしている場所。
2:04:23	パワポの、
2:04:25	19 ページですらっと並んでますけれども、
2:04:32	この
2:04:33	辺りの 9 カクウわあ、図、周辺の区画等、
2:04:40	物理的に区分されてるようなところなんでしょうか。
2:05:12	はい。
2:05:34	えっと火災対策室のサイトウなんですけど、ここの部分、
2:05:38	1 個 1 個全部、今、イトウ側の確認してるようなことを具体的に全部確認したいんで資料作ってください。
2:05:50	はい規制庁イトウです。多分今、網羅的に回答いただくのは難しいと思いますので、説明できるようにお願いします。
2:06:01	イメージとしてはあれですかね、感知器を 1 ヶ所置く層厚についての泊図を今後お出しするんですけども、
2:06:09	同じようにですね感知器を設置しない、その間はずで、
2:06:15	構造イメージがわかるような、
2:06:18	ハタをすればよろしかったでしょうか。
2:06:30	火災対策室の齋藤です。比嘉 1 ヶ所を設置すると固陋については今はくずにおいてという話を前回、
2:06:40	確認させていただいたと思うんですけども、本来この 19 ページの、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:48	4列ある表の、この部分については24ページに示していただいているような、図面等、
2:06:56	それから、図書、その位置関係がわかる写真を全部つけていただきたいんです。でないと、
2:07:03	実際にこの場所が、
2:07:06	火災感知器を設置しなくてもいいような状況になっているのかどうかと。
2:07:11	というのがですね、わかんないんですよ今19ページのリストを見ると、名前だけの互換ですよ。
2:07:19	名前だけの語感なんですけど、
2:07:21	なんでここを本当に置かなくていいの。
2:07:24	と思っている、思えるような名称の場所があったりするんで、きちっとそこは説明をしてもらいたいと思っています。
2:07:37	資料のイメージがわかりましたので、それに沿った形で整理をさせていただきたいと思います
2:07:47	はい。規制庁伊藤です。
2:07:50	はい。何かありますか。すみません。広木です。
2:07:54	24ページ、通しページ25ページで、黄色ハッチングをかけていて、そのたの。うんた形で補足5で随時参照。
2:08:04	同じように、この形ではないですけども齋藤市長がおっしゃられるようなところで、一応19ページに対して、写真と、
2:08:13	図面等で、こんな形ですっていうようなところをお示ししようかなとは思っております。全域ですね。はい。
2:08:27	言葉足らなかったんですけども今、ヒロキいったようにですね準備をしますので、それをパートにする必要があるんかどうかだけちょっと確認させていただきたいと思っています。
2:08:39	補足5というのはですね、ワード、
2:08:42	先ほど見ていただきました通し20ページ目の福井企画のものを取りまとめたものを今想定して作業してますので、中身的には同じような情報が入りますが、
2:08:54	パートと普通ではないっていうところだけ、
2:08:56	その後で教えていただければと。
2:08:59	火災対策室のサイトウですまずわかるような資料として出してください。その上で、
2:09:06	実際審査会合とかで議論する必要があるのかどうか。
2:09:12	についてはな内容次第だと思っていますんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:16	それについてはまた別途かなと思ってますけども、でもそれでも、別に資料の形について、
2:09:24	またそれは事業者としての判断かと思えますけどもそれが必要になれば、事業者としてはパワーポイントにするべきでしょうし、そうでなくてワードで済むのであればワードで済むでしょうしそこは事業者としてのその、
2:09:36	資料の出し方として、まずは対応していただければと思ってます。ただ、
2:09:41	わかりにくいのは勘弁してください。以上です。
2:09:51	規制庁西内です。ちょっと今後のスケジュールにも関連するので一度先に聞いておきますけど、
2:09:58	その写真も含めた具体的な図面っていうのは、
2:10:03	どれくらいに出てくるイメージなのかなんですけど。
2:10:08	なんですけど数も多いことからちょっと時間要してるんですけども、8月中には作ろうかな、でき上がるかなっていうな、ちょっとかかり意味なんですけどもその回答規制庁ニシウチですけど、
2:10:21	写真、
2:10:23	時間がかかるくらいであれば、ちょっとまず分、作業は分割して欲しいなとは思いますがね。
2:10:30	というのも今後、本件の現地確認や、審査会合も踏まえて、資料がなかなか出てこないとな我々も結局時間隠し確認時間かかりますし、
2:10:43	本来審査って今はあれですよバックフィットなので、ものがある状態での審査にはなりますけど、本当だったらこれから作るものの審査をするのが審査なので、
2:10:53	まず設計も、書面上での資料っていうのをまずは優先して出してもらえればいいのかと思います。
2:11:00	最終的にはこれ我々も現地に行くっていうところもありますので、写真はその後で結構かなと思えますけど、まずはちょっと写真じゃなくて図面ベースでの資料提出っていうところをちょっと優先してやっていただければいい。要は、
2:11:12	一緒くたになってまとめてばって、後なんて出されなければそれで結構ですってとこですね。
2:11:17	もしあの図面で時間かかるんだったら別に今の話は5本いただいて結構ですけど、はい。
2:11:24	信田に確認しますけども今作り込んでる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:27	状況ですので、またそこから図面だけ抜き出してパッケージすると余計時間かかっちゃうかもしれませんのでちょっと実情確認しながら、対応させていただければと。
2:11:36	規制庁西内ですけど、別にその何かなんていうんですかね。
2:11:40	写真載せる予定だったら、そこ載せる予定とかって空けといてもらってそれでそそんな何て言うんですかね
2:11:48	手間をかけて綺麗な資料を作るというか必要な情報さえ出してもらえばそれで結構ですので、
2:11:53	あれっすよ誤解するような文章とかやめて欲しいんですけど資料構成とか別にお任せしますので、それを効率的に実施できればいいのかなと思います。
2:12:02	はい。よろしくお願いします。
2:12:05	で、ごめんなさい。
2:12:14	規制庁西内ですけど、そういう意味で言うと、さっき、そもそもこれ確認させてくださいって言った最初に伊藤が言った物理的に区分されっていう話は、これ先方は、
2:12:26	ちょっと佐瀬島根はそういう意味で私把握できてないんですけど、先行のPWRは少なくともすべて書いているはずで、
2:12:33	そういう意味ではそこは参考にされた上で、意図的に抜いてきているっていう考え方なのかどうなのかっていうちょっとそこをまずは今書いてないと思うんですよね。
2:12:43	そこはどういう考えなのかっていうのちょっと聞いておきたいんですけど。
2:12:47	ただいま、家から書いてない意図を確認しておきたいんですけど。
2:12:51	いや、不要だと思って、こうこういう理由で不要だと特に書く必要ないと思ったから書いてないのか、それともその先行PWRの実績を見てないのかっていうそういう意味合いなのか、それとも何か別の理由があるのか。
2:13:28	通しの 12 ページの、
2:13:32	最初に多分井藤が言ったところなんですけど、最初の 12 ページで、
2:13:36	左した、一番左下のひし形のボックス発火元となるって書いてあるじゃないですか。
2:13:43	要はオカない条件ですよ。
2:13:46	オカない条件って、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:13:48	多分、他の、少なくともPWRの先行電力だと、物理的に区分されていて、
2:13:56	ていうのが書いてあるとあっていて、
2:14:00	それが今、条件として書かれてない理由をちょっと聞いたかったんや何か、意図したものなのか、ちょっとうまくか、ちょっと整理できてないだけでちょっとよく整理しますってことなのか、いや、意図して抜いてるんだったらその考え方はしっかりご説明いただきたいんですね。
2:14:16	ていうところでしたねはい。
2:14:19	単純に今現状、うまく整理できてなかったというだけではそれで結構です。整理して記載いただければそれでいいので、
2:14:28	と上の三つです。その、今ご確認いただいた点についてちょっと認識できていなかったの、ちょっと認識して改めて整理させていただきたい。
2:14:39	はい。規制庁西内です。そう意味では最初に伊藤が言ったまずは条件を確認して欲しいってところですね。
2:14:44	この条件にしている理由、それは先行の審査実績を踏まえたものなのかどうかっていうのをしっかり説明をいただき、確認させていただきたい。
2:14:53	その上で、
2:14:55	これだけの数がある本当にあるんだしたら、その考えた条件に適用するものかしっかりの内容を確認しますよってそういうことですね。
2:15:03	はい。よろしくお願いします。
2:15:14	規制庁井藤です。
2:15:17	ちょっと次にいいですかね。
2:15:19	長アノ。
2:15:22	大きなところで言うとあと一つだけなんで、
2:15:26	けど、
2:15:27	あ、すいません、間違った。
2:15:30	フローの
2:15:34	通しの12ページのところで、設置しない。
2:15:39	ていうふうに繋がっているひし形。
2:15:42	可燃物がなくて云々ってひし形が二つ。
2:15:46	あると思うんですけど。
2:15:48	何かこのフローが一。
2:15:50	何だろう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:52	無駄に複雑になっている気がしてですね、具体的に言うと、
2:15:58	は、可燃物があるかないかっていうのは一番最初に、
2:16:04	持ってきてもいいんじゃないかなと思っているんですけども最初にと いうのは、
2:16:11	このページ
2:16:13	ひし形三つ並んで、縦に三つ並んでいる。
2:16:17	一番最初に持ってくればいいの。
2:16:20	ではと思ったんですが、それらと整理が何かおかしくなるんでしたっけ。
2:16:33	一応そうするとフロー的には最初に火災が発生する恐れがないので、 設置しない。その次に、
2:16:41	重要なものがないとカーで1種類起きます。
2:16:48	それ以外の2種類設置しますで、次のページに行くっていう、そういう形 にはなるんですけど、
2:16:58	はい。
2:16:58	原電の室でございますおっしゃることはその通りかなと思いましたが私 ども、このフローを考える時にやはり、
2:17:06	審査基準の要求事項、
2:17:09	網野かけ方としては、
2:17:11	初めに、も物がないからつけなくていいよっていう要求ではないと思う。
2:17:17	そこもありまして、
2:17:19	まずはやっぱり、
2:17:21	順番かなっていう考えでちょっと整理をしました。
2:17:34	火災対策室のサイトです。この部分については、
2:17:39	要はこれまでの許可整合との関係で、許可でこうなってから、こういう考 え方なんですっていう多分そういう説明になると思うんです。
2:17:49	ですよ。
2:17:51	とりあえずそこが説明できるようにしといていただけませんかね。
2:17:55	結局今、いや、要はどっちでもいいんですけど話なのか、それとも許可、 許可整合の関係で、こういう考え方になりますという話なのか。
2:18:05	それとも、何だっけ。もう一つはだからそういう許可整合との関係はあん まり関係ないんだけど、その考え方として、
2:18:18	区域区画のとりあえず分類が先にあってその上で、可燃物がないという 条件が、可燃物ないとかオカないところに行くような考え方があるという ような考え方で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:33	原電としては理解しているという話になってるのかっていうのは、多分選択肢は幾つかあると思ってるんですけども、要は単純化するんであれば、今、意図から言った通りになるので、その部分とあわせて、
2:18:46	原電としての考え方としてはこうかなというよりは実際に論理あって、すみませんけどちょっとこの部分整理しといていただいてもよろしいですか。
2:18:56	趣旨は承知しましたので、検討させていただきたいと思います。
2:19:04	はい、衛藤伊藤ですよろしくお願いします。
2:19:07	それでは私からすみません
2:19:12	同じページで言うのですね 1 種類設置する区域区画のところについてなんですけれども、
2:19:21	これはちょっと確認ですが、
2:19:24	この種類設置と言ったと昨日、
2:19:28	火災感知器の
2:19:31	選定という言い方をさせてもらおうと選定には、この表 8 は関係がないという、そういう、
2:19:40	理解でいいんでしょうか。
2:19:47	原燃の三つです。こちらの種類のところについては表 8 は関係ない整理なり、
2:19:54	はい。
2:19:58	そうなる当選で、
2:20:02	何でしたっけ。
2:20:07	この
2:20:09	投資
2:20:13	23、24 か 24 ページで、
2:20:16	書かれてる種別選定結果というのが、
2:20:21	アナログ煙熱、非アナログ煙熱炎とありますけど、
2:20:27	ちょっとここわあ、
2:20:31	どこにどの菅月岡かというのは、
2:20:36	何ていうんですかね、個別に判断してますよという、
2:20:40	そういう説明ですか。
2:20:48	はい。
2:21:02	1 件での日です。
2:21:03	そう。
2:21:05	つきましては、消防法に基づいて個別に検討して選定をしております、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:12	はい。
2:21:13	はい。
2:21:15	火災対策室の齋藤です。消防法に基づいてというふうにおっしゃってますけれども、
2:21:22	消防法に基づいて選定する考え方っていうのは多分ないはずなんですよね。
2:21:29	どっかにありましたっけそんな条文が、
2:21:32	ないですよ基本的には設置の仕方として、
2:21:36	あってそのような条件に合わせて選定するわけで、選定し再すればあとは障防法通り、
2:21:45	設置するって考え方になるはずなんで、基本的にはその火災区画に合わせて、何で選定したのっていう話が、
2:21:53	あるはずなの。
2:21:54	ですよ。それが消防法に基づいてというのであれば、消防法の何条に基づいて選定しましたという説明があるはずなんですけど、おそらくないはずですよ。だってです。
2:22:05	障防法の作り方って、
2:22:09	その施行令の 23、施行規則の 23 条 4 項、
2:22:12	話があり、置いちゃいけませんとかそういうのは書いてあるけれども、それを選択しなさいなんて話はどこにも書いてないはずなんで、であれば、今、井藤から申し上げた通り、
2:22:24	選定の考え方までは、ある程度、説明をやっぱりされておかないとおかしいんじゃないかと。
2:22:31	いうふうに確認させていただきたいんですけども。
2:22:35	その理解間違ってます。
2:23:13	原電の新津です。おっしゃる通りちょっと障防法に選定がないということをちょっと改めて認識をさせていただいた上で、考え方としましては、通しの 12 ページに、
2:23:27	記載のある通り、
2:23:30	アナログ式を優先して考えておりますが、既設の感知器を考慮して非アナログ式も、
2:23:37	選定含めて選定をちょっと、
2:23:45	火災対策室の齋藤です。これに付け加えて方式をちゃんと書いていただきたいんですよ。要は、今アナログ式って言ってますけどもアナログ式っていうのはあくまでも、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:56	その一部の機能でしかなくて、要は今ここで皆さんだって今、今日説明されてるフローチャートっていうその次のページのところに、煙熱炎ってそれぞれちゃんと示しておられますよね。
2:24:11	何で来、その中で煙を選択する理由は何熱を選択する理由は何炎を選択するありというそういう、
2:24:20	選定の部分についての考え方をちゃんと明らかにしていただきたいんですけどよろしいですか。
2:24:26	記念の日です措置いたしました。
2:24:31	衛藤イトウです。今申し上げたように、
2:24:35	いずれのところは選定の考え方とそれから、この後、図面が出てくると思いますけれどもそれで網羅的に
2:24:45	検知できるようになってるかというところは確認させてもらおうと思ってます。はい。
2:24:56	規制庁西内ですけど。
2:24:58	一応今の話は、あくまで消防法に基づき、こういった区画は、感知器を設置するっていうことを謳っているんで、だから消防法に基づいて、
2:25:10	どういうふうにその1個、無数にある選択肢の中から、その種類を選んだのか、それをちゃんとその消防法施行規則の頭に置いているか。
2:25:19	ていうまずその前段の、どうしてその種類を選ん置くことにしたのか、消防法にもその世界の中でっていうことを説明をいただいて、あくまで炉規法では、炉規法の世界関連は消防法に基づきオクって言うてる設計になってるので、その通りちゃんと適切に与えているのか。
2:25:35	ていうことを確認するっていうそういう意味合いでちょっと資料、
2:25:39	まだ充実いただければと思いますけど、よろしいですかね。
2:25:46	例年のニイツです。拝承いたし
2:25:49	はい、規制庁西内ですよろしく申し上げます。
2:25:56	はい。衛藤規制庁井藤です。すいませんそういえば大分時間が予定を過ぎてしまっているんですけど、続けてしまっても大丈夫でしょうか。
2:26:11	はい。
2:26:13	えっと、
2:26:14	一応大きなところろう、ワー、私からは以上で、以上で細かいところ幾つかあるんですけど、
2:26:25	もし笠井室側から質問とかありましたら、
2:26:31	お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:36	えっと火災対策室の齋藤です。ちょっと1点だけ今後きちっと説明して欲しいところが1ヶ所あるんで、
2:26:44	そこだけすいません今の状況をちょっと教えていただければと思うんですけども。
2:26:50	通しの16ページなのかな、ぱえとスライド後15ページなんか表9なんですけど、
2:26:57	その中身がどうこうって話じゃなくて一番下に※3っていうのがありますよね。
2:27:05	この※3の、
2:27:07	イトウの意味してる所ちょっと教えていただいてもいいですか。
2:27:17	原燃の新居です。※3の意図してる所としましては、
2:27:22	格納容器内にアナログ式の感知器を設置する設計とまずしておりますので、そのところについては運転中につきましては、放射線の影響で壊れてしまう
2:27:36	とか、
2:27:37	運転中につきましてはBWRはそのPCVの中が窒素置換をされて、
2:27:43	おりまして、火災の発生する恐れがない。
2:27:46	ということで、信号を除外する。
2:27:51	ことで、
2:27:53	何とてCで窒素からの酸素雰囲気への空気雰囲気へ変わったときには、速やかに取りかえを行うということを記載をしております、
2:28:04	火災対策室の齋藤です。今の部分って、結構そのさらっと注意書きでやっぱりちょっと書くような話じゃないと思って今日はフローと、
2:28:14	表の特に表8を中心とした関係性の整理をさせていただきましたけれどもそっから先の個別の
2:28:23	話の中で、
2:28:25	多分ここだけ多分その例外になってると思いますんで、すいませんけどちょっとこの部分ページを起こしてどこの位置付けになるかはまた今後の資料の作り込みの、
2:28:36	後になるとは思いますが先にも後から急に作ってって言っても多分困るんで、オペフロの部分ですかね、Cvの部分ですからこの部分については
2:28:48	考え方を1枚きちっと起こして説明をしていただきたいんですがよろしいですか。
2:28:54	原燃の新津です。承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:58	とりあえず旭から以上です。
2:29:04	規制庁伊藤です。
2:29:07	一応確認なんですけど、今のPCVのところは要するに運転中は、
2:29:15	信号を除外するっていうことは炎感知器種類になってるっていうそういうことになるんですか。
2:29:24	原燃のニイツです。PCVの中は、アナログ式の煙、煙と熱が両方なくて、だから設置されてないのと同じってことですね。そうです。はい。
2:29:37	わかりました。そこそこの資料をお願いします。はい。
2:29:42	と、
2:29:44	そうですねあと時間がある。
2:29:47	ようでしたらちょっと確認細かいところをさせてもらいたいんですけど
2:29:54	まずう。
2:29:55	あ、すみません。ちょっと細くないところで、条文整理の話を前回のヒアリングでさせてもらってますと。
2:30:04	例えば、5条とか15条については、
2:30:10	今回の補足説明資料だと三角条文になっているんですけども、これについては
2:30:20	直近のボンベイの件でも同じ整理だったっていうふうに聞いたと認識してますと、ちょっとボンベの
2:30:31	補足説明資料見たら、0になってたんですよ5条とか15条が、
2:30:39	ちょっとそこは並びがとれている。
2:30:43	いないように見えるんですけども、ここ。
2:30:47	何か説明ありますか。
2:31:07	辨野ヒロキでございます。
2:31:10	ボンベイが15、15条でしょうか。40。
2:31:17	井清とイトウで政党今気にしているのが5条と15条です。
2:31:31	ボンベでボンボンVEGA0で、今感知器が三角につきましては、
2:31:46	と、
2:31:48	殊ボンベの本数が増えることによって、実際の
2:32:00	具体的な耐震の評価において、ボンベの重量増はさほど
2:32:06	意味を持たないんですけども、
2:32:08	大きく重量が増えるということから、今回適用条文ということで、0にエントリーをしているもの、一方火災感知器については重量が全然
2:32:21	ないっていうわけではないんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:23	もうゼロに等しいようなそういうオーダーですので、一応重量は多少増えるというところから、乾式については適用条文であるけども、
2:32:34	適用性がもうすべてすでにもう確認できてる条文ということで三角という確かそういう整理をした。
2:32:43	と思っていますすいませんちょっとここにボンベがないので、何ていうか、
2:32:47	はい。規制庁伊東です。ちょっと
2:32:56	よろしいですか。
2:32:58	まず、今回河西のバックフィットで、
2:33:05	新しく置くようなあ、火災感知器もあるわけですよなんか配置とか個数変えるっていうふうに言ってますよね。
2:33:13	で、
2:33:15	基本、
2:33:18	まず、火災感知器って設計基準対象施設ですっていうところは認識合ってますか。
2:33:34	ヒロキでございます。
2:33:36	ここで言うと 11 条 52 条の世界だと思います。
2:33:41	設計基準と、それから、SAです。
2:33:46	すいませんね。火災感知器って耐震何クラスかってご存知ですか。
2:33:56	耐震クラスがありますよね。今、はい。
2:34:01	ちょっと耐震クラスがあるからって言い方は微妙かもしれないですけど、
2:34:06	明らかに設計基準対象施設ですよ火災感知器自身が、
2:34:12	というあたりわあ、
2:34:14	そう、共通認識が取れてますか今、
2:34:31	すいません、今、伊藤さんおっしゃるように 15 条の、
2:34:38	県も含められております。
2:34:41	何南條とかは置いといて設備の分類として、火災感知器は、
2:34:48	設計基準対象施設。
2:34:51	になって、
2:34:52	待つかそうじゃないですかっていうところなんですけど、ということですよはい。今 15 条第 15 条の設計基準対象施設の機能というところで、一応ここにも絡んでくるというようなところで整理をしております。
2:35:07	阿蘇絡んでくるというのは、感知器自身は設計基準対象施設なんですかそうじゃないんですかという問いに対してはどうぞ。
2:35:18	はい。イエスになる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:35:21	はい、と考えます。何か今ちょっとあまり整理できてないようであれば、きちんと
2:35:29	確認をしていただきたいんですけども。
2:35:52	ちょっと時間もないので、これは
2:35:58	次、次でもいいんですけども、パッと出ませんかね。
2:36:04	はい。すいません。今の感知器自体の、15条適用、要は設計基準対象設備ですかという9については、
2:36:13	ですとは申しあげました確認してですということになると思うんですけども、
2:36:19	先日、説明をさせていただきたいと思ってます。はい。規制庁伊藤ですわかりました。
2:36:25	はい。
2:36:58	はい。
2:36:59	はい。
2:37:02	YESということになると、結局新しい設計規制設計基準対象施設をつけるっていう行為がこの火災バックフィットが発生するわけですよ。
2:37:13	そうなんですよ新しいものがちゃんと地震に耐えるかとか、地震に、
2:37:19	藤アベ先生と、
2:37:21	ちゃんと保守点検ができるかこれ15条関係ですけど、あたりのところは、
2:37:26	改めて確認をする必要が、
2:37:30	ある部分だと認識していて、
2:37:36	なぜ数、
2:37:37	それで添付資料としてもつけられているのかなと思っていたんですけども、
2:38:00	そうですね。
2:38:02	健全性はあります。
2:38:06	池世良の1ページ。
2:38:57	すいませんそれは何かいつ出された資料かとかわかりますか。
2:39:02	補足説明資料ですかね。はい。
2:41:25	はい規制庁イトウです。
2:41:28	本当。
2:41:30	一般的には新しくつけるものが、既存のものとは変わらないっていうところを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:38	説明、確認するっていうのが図審査では必要だと認識していて、まさにその理由で、
2:41:48	0になるというふうに認識をしているんですけども、
2:41:52	そうですね
2:41:55	だから参画の基準として明確に確認できるっていう明確になって何ですかってところなんです。
2:42:01	何か。
2:42:08	結局添付資料をつけてきていて、おそらくこれまでの設計から変更ありませんっていうそれだけなんですけど、まさにそれ、
2:42:17	IV、えっと、
2:42:19	添付しナイトウ。
2:42:23	耐震の場合だとそれを添付しナイトウ。
2:42:25	確認できないっていうそういうところなんですよね。
2:42:34	今の件につきましては、
2:42:39	添付しないと確認できないというところになる。
2:42:42	と思ってます。ですから
2:42:44	今評価をしているものです。
2:42:46	今おつけしているこの、この資料自体が、新しいものと、新しいものの中に、包絡される様子にこの設計Aに対して、仕様に対して、同じものをですね、
2:42:59	設置するっていうような考え方で今、対応しているというところになる。
2:43:08	はい。その既存と変わらないっていうところを添付資料をつけて説明しているというところからすると、
2:43:17	今回の申請で適合性を確認する対象の条文になるのではと。
2:43:24	思うんですけども、
2:43:47	ヒロキでございます。はい。
2:43:49	今回の整理においては、はい今の補足でもありますまとめになってしまいますけども、
2:43:57	今、今までの説明ですね 57 ページが当初 57 ページがまとめになっておりまして、
2:44:04	まさに感知器の種別に配置に変更が追加でもありますということを謳ってるんですけども、
2:44:11	耐震の基本設計方針等に変更はないということと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:15	それから、必要な強度は確保して確保しているっていうのが、今まで中にお付けしてる資料なんですけども、
2:44:22	そういったものから、影響を与えないで工事計画で確認される設計を変更するものではないというところから、今回のこの耐震5条であれば、地震による損傷防止に対する、
2:44:35	基本設計方針については変更はないっていうことで確認ができたということで、
2:44:40	変更がないので、三角形というような整備というようなものに、今回ですね、そういうそういうような説明に、
2:44:49	仕立てております。
2:44:59	はい。
2:45:29	原電の新津です。先ほどちょっと広木が説明した内容にちょっと補足をしますと、今の整理、
2:45:37	0にしているのが、11条と52条。
2:45:42	のみになるんですがこちらが一応その確認をして、
2:45:46	修正を、添付資料等を修正したところについてちょっと丸にさせていただ
2:45:51	い
2:45:52	て、
2:45:52	確認をした結果、変更が、する必要がないっていうところを、
2:45:57	三角で、
2:45:58	記載をさせていただいている。
2:46:01	状況になって、
2:46:09	へえ。
2:46:10	藤。
2:46:11	すいませんね、丸と三角と。
2:46:14	あん丸と三角の違いなんですけど、ごめんなさいねえっと、ルー
2:46:20	が審査対象で、三角が審査対象外っていう、
2:46:25	理解でいいんですけどつけそもそも。
2:46:31	ヒロキでございます。そうではない。
2:46:34	そう思ってます。うん。
2:46:37	丸と三角両方審査対象とバツはバツでもうバツバツだよねというところ
2:46:47	で、審査を受けるものと、
2:46:47	表紙の裏年ページ2ページで、凡例がございますけども、マルバツ三
2:46:56	角、丸三角×に対して、
2:46:56	これらに対しても、バスはバツというところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:00	審査をいただきまして、例えば 6 条津波だったら、本当に関係ないんだねというところで、バツというご判断をいただくものかなというふうには思ってます。
2:47:12	案件の 1 ですちょっと今の補足しますと、衛藤審査対象であるかないかで言われると審査対象であると考えていますというところで申請書に関しましても、
2:47:24	関連するところについては江藤真木工認から変更なしというもの、1 ページだけにはなるんですけどそちらは申請書の中には入れさせていただいており、
2:47:42	すいませんちょっとさっきのお話だと丸と三角の違いは添付書類の内容に変更があるかないかの違いというふうに聞こえたんですけどそう、そういう。
2:47:53	御説明でした。
2:48:41	はい。
2:49:07	広木でございます。
2:49:09	あの条文の紐づきがございまして通していきますと 256 ページになります。
2:49:17	ここでも同様に、はい。そちらですねコミヤン、見にくく申し訳ございません。
2:49:23	緑、青黄色、グレーというところで、関係条文に対しては、グレーではなく色をつけております。
2:49:31	その上でも、なおかつ、上に凡例がございまして、
2:49:36	まず何が該当するかというところでエントリーは前の方でしています。
2:49:41	それに対して、各条文ですけども、
2:49:45	具体的に添付する書類っていうところなんですけども、変更がありますか。
2:49:52	要は、変更はないんですけども確認しましたか。
2:49:55	というところで添付をするというように区分しております、
2:49:58	この中で、要は変更があるといったものに対してはもう当然もう変更がありますので、もうこれは丸規制的にもあるってなってしまう。
2:50:08	一方変更がないんですけど確認をしたというところで、その三角形の、
2:50:12	文言とか説明になっておりまして、
2:50:17	というところから O × 三角っていうものが、とせ整理が、整理をしていくというようなものになって、
2:50:37	浅尾丸になってるよね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:39	補助。
2:50:42	保ってるん違う。
2:50:48	規制庁西内ですけど、これちょっと佐瀬係に行って話をしているですか。
2:50:55	今回が変更認可申請じゃないですか。仮に、しっかり新基準の購入が終わって、再稼働しましたと。そのあとに、感知機能、こういったバックフィット上設置方法も変更する。
2:51:07	という申請を、もうイメージとしてはもうへん人じゃなくて、終わった後に1回単発の工事計画として出すってなったときに、その時には5条と15条とかは0になるイメージなんですかね。
2:51:21	変更認可申請だから三角だっていうそういう意味合いは何かあり、あります特に変わらないですかそれを、
2:51:28	変わらない。
2:51:30	そうなんですか。
2:51:33	ふうん。なるほど。
2:51:36	ちなみにこの考え方は、今その頭には一新基準から含めて、申請されてると思うんですけど、今まで一応この考え方でやられてるってことはいんでしたっけ。
2:51:47	ポンペの時、直近のアノCチームの方で審査してるもんだとか、こういう考え方で整理をしている。
2:51:55	整理をしております。
2:51:57	正しいんですけどやはり伊藤さんからのいろんなご質問ある通りですね、条文の条文の記載です。条文の記載に対して、
2:52:07	新たなものを例えば新たなものを設置する、そうすると条文のその記載内容で、やっぱり確認すべきじゃないのかっていうようなご質問をいただいている条文もございました実は我々三角形だったんですけども、
2:52:22	0、それが保守点検というところで、
2:52:35	15条、15条、申し上げた55条で今5ページ目、通しページ55ページ目にございます。
2:52:43	理由としましては、今後これ換地ですけども、
2:52:47	今の種別変更するが、変更後においても、基準機能に間関する設計に影響がないことを確認する必要があるというところで、適合条文、
2:52:57	あと、適用対象、
2:53:00	常務となるが、要はここですね他発電所。要はこれ当市のことを言ってますと教諭及び保守点検に関わる設計に変更がなく、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:53:11	工事計画に、工事計画変わらないように影響がないことを明確に確認できることから、ここをですね、ポンベのところは、新たなもので数多く増えるというところから、
2:53:23	改めて確認する必要があるんじゃないかというご質問を受けました。
2:53:28	我々のその保守点検につきましても、現状十分メンテナンスができるようなエリア設定それから配置設計をしているというところから、現状においても設計においても問題はない。
2:53:40	いうところから三角というふうに設定したんですけども、いやそうではないでしょうというようなちょっと議論をさせていただいて、その世界、その際に、やはり新しいもので、改めて設置するもので数々ものなので、
2:53:54	ここはやはり0になるんじゃないかというそういう整理をさせていただいた経緯がございます。これポンベですね。
2:54:03	ですので、今の5条のところ具体的にその0になるかっていうとちょっと整理をさせていただきただけなければならないと思うんですけども、
2:54:13	そういったところでのやりとりがあるのかなというようには、
2:54:19	センコーからというかポンベの方からいきますと思います。
2:54:46	規制庁ニシウチですけど、
2:54:48	とりあえずちょっと考えてることは何となく理解できたんですけど、1個だけさっきのポンベの時の話は、
2:54:55	これは、それを踏まえて、今、15条とかはバツに三角にしてる。
2:55:00	それを踏まえ、今説明いただいた話は踏まえてるんですけど踏まえてないんですけど。
2:55:06	今だけ整理結果っていうのは、
2:55:13	待って、すみませんちょっと私の認識だと11条と52条だけ0になっていてっていうあれ、今、ちょっと今どういう認識、或いは、今何が0になってるってニシナでしたっけ、この申請において、
2:55:24	言論すみません先ほどもまず踏まえてるかどうかという質問確認、
2:55:35	結果でいうと11条と52条が0。はい。踏まえたかどうかというところで、申し上げるとちょっとこちらC、
2:55:44	申請当初の4月7日で、同時に申請をしているのでちょっとヒアリング内容が含まれてない。ちょっと
2:55:51	規制庁ニシウチであれば、踏まえていただいていたんですけども、まずそれなるんですけど、まず他のところでそういった話があって、日本原燃としても考え方を考えてるわけですよその話を踏まえて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:03	その審査を通じて考え方を改めて、最終的にボンベの方も0にしてるわけなんですよね。理解であれば、当然にして水平展開をしてしかるべきですよね。
2:56:11	まず踏まえた結果を説明いただいてもいいですか。
2:56:14	イメージは何かさっきのCチームの話で私もCチームじゃないので、どういう指摘をしてどういう議論したかっていうのは承知してないのですね。あれですけど、ちょっとあの中でも確認をしておきますけど、何か聞いている感じ。
2:56:26	イメージはちょっとうちのイメージも近いのかなって気はするんですよね。なのでまずはその最新の、ちゃんとその考え方に基づいた整理結果っていうのを再度説明いただくっていうことをまずお願いしていいですか。それ踏まえてちょっともう1回1からまた事実確認をさせていただくとは思いますが。
2:56:43	現在ヒロキでございます。承知しました。
2:56:46	はい。よろしく申し上げます。ちょっと具体的に踏まえた結果を踏まえて、ちょっと広がればまた確認させていただきます。
2:56:58	はい。
2:57:00	それからー。
2:57:03	すいません。ちょっと条文整理が長くなったんですけど、
2:57:07	幾つか追加で聞かせてください。パワポですね、
2:57:17	今日いろいろお話を聞いたところではあるんですけど、
2:57:22	何ていうか、表の中にイトウ13の評価、
2:57:28	もはやあまり必要がないんじゃないかと思うところもあってですね、割とその表八、九十あたりで書いてあることとかぶっていたりしてですね。
2:57:40	これ、表12と13の、
2:57:44	役割というか位置付けって何なんでしたっけ。
2:58:05	衛藤元辨野です。
2:58:09	正田邸としまして、4章で適合検討を行いますということで、
2:58:19	コースの、
2:58:20	11ページのところから始めさせていただいて、4ポツ1のところ、
2:58:25	フロート表を踏まえてその設計の各過程といいますか、
2:58:29	その設計方針です。
2:58:31	を示させていただいています。その上で、
2:58:35	通しの22ページのところで予算として、設計の結果として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:58:41	結果の方を標準に、また表 13 の方でまとめた記載をさせていただきます。
2:59:09	節をイトウです。だからあれですか今日、あらかじめとか結果とかいう話もありましたけど一応、
2:59:17	最終結果が、
2:59:19	表中 23 ですってそういうそういうことなんですか。
2:59:23	辨野です。そうできる整備となります。
2:59:50	はい。とりあえず、わかりました。はい。
2:59:54	はい。
2:59:58	ちょっと、
3:00:00	かなり重複している印象を受けていて、正直ですね、今日はチハラ編から表 13 まで、かなり重複している印象を受けていて、もしくはその印象は今日冒頭に話をした選定と組み合わせの話を整理すれば解決するのかもしれないんですけど、
3:00:16	ちょっともう一度、その既存の表はいじらないっていうイメージではなくて、多分今日で割と流れのイメージは多分お互い共通認識を持っていると思うんですよね。不それ踏まえて、
3:00:27	今日はちょっと全体的にな日本当に必要なものだけ。
3:00:32	にしていただけますかって言うのも、何かですねただ情報量が多い中で、似たような話が何かいろいろなところが出てくるとやっぱりそれは混乱するんですよね。
3:00:42	今日の話の踏まえると、選定した結果で、組み合わせた結果はありますよね。
3:00:48	最後ワー、じゃあその組み合わせを実際にその各火災区域ごとに区ごとに設置するんですけど、それはちょっとその一覧表にすると全区域区画バーッと書かなきゃいけないあれなので、要は、
3:01:00	こういった条件だとかこういう設置方法をしますっていう設置条件ですよね。設置条件結局ご登録だけって話だと思いますけど。
3:01:08	まずそれだけでも何か正直十分なんじゃないかなって気も正直しますし、何か本当にそれ以上の表が必要なのかどうかっていうのはちょっとよく、もう一度資料全体を見直していただいて、
3:01:18	必要なものも探っていただく、必要なのであれば、その必要なところをちゃんと説明する表として作っていただく。
3:01:26	で、それがまたサマリーっていう意味合いなんだと様でいいんですよ。ただいまなんかサマリーがいろんなところにある気がしていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:01:32	重複感がちょっと感じているのが今現状なんでちょっとその辺も整理をいただければと思います。原電の室でございます。ご指摘は所、ご意見は承知いたしました。私どもどういう整理をしたかっていうのだけ簡単にご説明させていただきたいんですけども。
3:01:46	もともと三瓶氏名にですね、
3:01:49	この資料の構成みたいな目次があるんですけども、
3:01:54	ここもですね 4 のところをまた細分化いたしまして、
3:01:59	4 ポツ 1 が例のフローのところでございます。
3:02:02	このフローの中で引用してるのが、今日の 8 から、表の中、
3:02:08	でございます。
3:02:10	このフローの中でですね、既工認から変更になった事項だとかもCABRI出してますし、また最終的な感知器の設計、これは基準に基づくものと思う。
3:02:22	よらないものとかこういうのも整理ができますので、それをそれぞれですね 4-24-三、四-4 と子育てをもう 1 個出しましたので、
3:02:30	そちらの方で改めて別の表が出ていると、それがですね。
3:02:36	今度 14 ページ目、通しページ 14 ページ目をご覧になっていただきたいんですけども、
3:02:44	一番フローの一番最後終了ってこう書いてございますが、
3:02:48	この終了に至るまでの上流側のフローではそれぞれ表の中までこう読み込んだわけでございますが、今、先ほど目次のところで私申し上げたのは、
3:02:57	この
3:02:58	フローのが閉じた後にですね。
3:03:01	4 の 2 項の表の 11 では変更点を、
3:03:05	基準によるものは用務の 3 の標準によらないものは 4-4-13 です。整理したと。こういう、
3:03:14	西田手前ですね、少し重複感が出てきてるかもしれませんが、当社の考え方はこういうことでございます。
3:03:23	規制庁西内です。結果的にイセアノ結局火災防護審査基準によらないってのはどういうところなのっていうのを、まとめようという意味はわかるんですけども。一方で、
3:03:34	じゃあ、例えば 22 ページを見ると、
3:03:44	種別の選定結果はありますよね。
3:03:50	まず、これ種別の選定に関してだけしか言及してないわけですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:56	で、じゃあ、火災防護審査基準に基づく感知器設計っていうと、別に種別だけ説明すればいいわけではなくて、組み合わせがあって、設置方法があってですよ。
3:04:06	そういう意味では何かこれもサマリーになってるかっていうとあんまなっていないような印象を受けます。
3:04:11	要は今の4-1でいろいろ説明いただいた夏やつを、これ結局サマリーとして置いてるっておっしゃいましたけど様になってない気がするんですよ。
3:04:21	選定結果のサマリーだけ。
3:04:23	組み合わせ等設置方法に関しては様になってないですよ。
3:04:29	ていうところ何か説明したいことが何なのかっていうのをちょっともう1回整理いただいて、別に今のこの4-14-2-三、四-4というのを否定するわけではないですよ。
3:04:41	ただ、内容がなんか若干それに応じた内容になってないのかなっていう気はしますだから多分重複感があって、選定結果だけだったらもう前のページ載ってるじゃないですか。
3:04:49	ていう気がしちゃうっていうところなんでしょうね。
3:04:52	ナカマサマリーとして書きたいんだったらさ前としてちゃんと書いていただければそれでいいのかなって気はしますし、
3:04:57	はい。
3:05:00	原電の室井でございます。私どもの考え方はご説明した通りでございますが、今のご意見も踏まえまして、検討したいと思います。どうもありがとうございます。
3:06:45	理念の人数です。その理解では、
3:07:56	銀聯のテスト地下タンクにつきましては、建屋ではない、構造物。
3:08:04	なるので、屋内に準ずるところという整理をしており、
3:08:31	付近での三つです。屋外というカテゴリー分けにはしていません。
3:08:36	ただしそのオクない。
3:08:39	という、カテゴリー分け、
3:08:42	もう、
3:08:44	していなくて一般的だったり天井が高いところっていうカテゴリー分けの中で、
3:08:53	国内に準ずるところという整理をして、
3:09:03	すいません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:52	でもですねちょっと確認しますけれども、ここで屋外っていうのは、何ていうんすかね。
3:09:58	青天井になってるようなところをイメージして、屋外、
3:10:03	たって原子炉建屋だとか、高構造物ですね、ピットだとかそういうところに入っているところを
3:10:09	屋外じゃないですよっていう、まず、
3:10:12	分けてるんですね。
3:10:14	そういった意味でこの地下タンクっていうのは、場所は原子炉建屋の中ではなくてそこに新たな構造物を、
3:10:21	作ってですね、その中にタンクをおさめて、
3:10:25	青天井じゃない構造物は納めてるってことですね。
3:10:29	従ってまず屋外かっていう意味でいうと、青天井じゃないんで、ノーになって、
3:10:35	それは地下タンクかっていう分岐を入れてる。
3:10:41	なんです。
3:10:43	そうです。まずそこまでですね。はい。エミがちょっと位置付けを変えてるんですねちょっと話が違うので、省略しますけども、そういうフローを考えたということで、
3:11:14	だから、
3:11:22	火災対策室の齋藤ですけど、
3:11:26	基本的に屋内であれば、
3:11:30	消防法施行規則、同リーに設置するのがまず第1原則です。
3:11:37	屋内と屋外って何、基本的には建屋の中に入ってる屋内だし建屋の中に入ってなければ屋外なんじゃないんですかね。せ、今のこの
3:11:48	東海第2のこの書き方を見てるとそういうふうに読めたんですけども。
3:11:53	違うんですか。うん。何か、ちょっとその部分を整理していただきたいんですよね。要は、建屋の外にあって、屋外なんだけど、実際には何ていうんすかね屋根に類似するようなものがあるから屋内に準じて、
3:12:07	設置しますっていうのであれば、どう考えたってそれ屋外の、
3:12:12	ものになりますよね。いや、というような多分、単純化して整理された方がいいと思うんですよね。
3:12:23	私の申し上げてる意味わかりますか。
3:13:14	再点検のニイズでちょっと整理をして、ご説明差し上げたいと思います

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:28	一応今の屋外屋内の話は、結局さっきの一番最初にあったフローあるじゃないですか。
3:13:33	あん時に、多分屋外っていう条件作ってますよね。
3:13:37	そこに行くのか行かないのかっていう話にもなるのでいわゆる条件の定義にも関係してくる話なので、そこの関係でもちゃんとしっかり整理をしておいていただければと思います。
3:13:46	これは
3:13:48	何か多分今、まず当人としてどう考えているかしっかり説明いただくってまずだけだろうと思いますので、はい。よろしくお願いします。
3:13:58	はい。すいませんそれからパー報、右下 20 ページで、既工認からの変更点のところなんですけれども、
3:14:10	これは一応確認をしておきたいのが、
3:14:17	8メートル以上のところ、非アナログ式の炎感知器を選定するということで、
3:14:25	今回 1、選定するとしてる炎感知器っていうのは、既工認で選定しているもの等、
3:14:32	これ。
3:14:34	藤仲田式っていうのは同じ。
3:14:37	ものを選んでるっていうことでいいですか。
3:14:44	年齢の日です。同じものを選んでおり、
3:14:47	はい、わかりました。
3:14:49	ついでに聞いておくとこの感知器だけじゃなくて他の缶熱とか煙とかも含めてですね
3:15:00	配置とか個数を見直すっていうのも、
3:15:03	ある関係でお聞きするんですけど。
3:15:07	取り付け方法とかが買う。
3:15:11	変わってきたりはし、してないですか。これ要するに耐震計算とかにも関係あるから聞いているんですけど。
3:15:19	また新たなパターンとかはないっていう認識でいいですか。
3:15:26	以前のニイズです。取り付け方法についても工認の取り付け方法から変更はございません。
3:15:33	はい。
3:15:33	わかりました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:15:35	あと私から最後に同じページで配置と工数の見直しのところで、火災感知器を機器直上のみ設置する設計としていただき見直すってところの、
3:15:52	ちょっと具体的にどういうことか、解説をいただきたいんですけど。
3:15:55	ここ数が足りなかったってことですか。
3:16:16	広木でございます。まず、
3:16:19	ちよくちよく上、
3:16:21	基本的には当初の整理ですけども、考え方としましては、新たに新規制基準でSAで設置する。
3:16:32	火災防護対策をすとなつた時の考え方は、燃えるものに対してターゲットに対して、早期に検知したいというところから、その直上、
3:16:43	付近ですねその周辺にできれば直上なんですけども、その近いところに設置するというような方針で、これまで説明して参りました。
3:16:53	今回新たな障防法取り入れて、区画に対して対応して対応しなさいという、その改正に伴いまして今回、
3:17:03	改めて配置設計を検討した結果、直上直上も確かにあるのはあるんですけども、数としても、1個しかないところ、平米数でいけば2個つけなきゃならないとかっていうところが出てきまして、
3:17:18	そういったもので今数が増えてきたっていうところには整理してます。ご回答でよろしいでしょうか。だから、
3:17:24	基本的にはここ数が足りなかったという理解でいいんですよ。はい、わかりました。はい。
3:17:30	何か。
3:17:36	はい、規制庁井藤です。
3:17:39	今のページはよく、
3:17:43	て、
3:17:45	取り合え数、
3:17:49	すみません私からは以上です。はい。
3:17:53	あと他に。
3:17:55	この場で聞いておきたいところ規制庁側ありますか。
3:18:02	よろしいですか。
3:18:05	時間です。はい。
3:18:08	それじゃあ、すみません時間も終わってもらう。
3:18:12	スケジュール感。
3:18:17	規制庁西内ですけど、ちょっと時間もう過ぎてしまってるのでいつも今日

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:23	今日やりとりした内容は強調事項。
3:18:25	図れているかって確認してますけど、今日割と、
3:18:29	土中密にやったのかなと思っているので、ちょっと後で東京支社の方から何かここ確認したりとかそういう話があればそれ事務的にまたご連絡ください。
3:18:38	まずは、しっかりし資料作ってもらって、今日の話の踏まえて、しっかり資料作ってもらってっていうところスタートになると思うんですけど、そういう意味では、大枠の火災感知器の選定組み合わせ設置の考え方、
3:18:51	ていうところは、今日ある程度
3:18:54	そちらが考えていることはこちらでも理解できたと思うので、まず世界資料を交わしてくださいと、その上で、具体的に今後、その実際の図面とか見ながらその考え方にちゃんと
3:19:05	適応したか設計ができてるかという観点で我々確認をしたいと思ってますと。
3:19:10	そういう意味では、
3:19:11	多分今書いてもらってるフローとか考え方ってまた結構変わるじゃないですか。
3:19:16	その部分だけでもちょっとまた早めに資料を出していただきたいですね。で、ちょっと出された資料見て、またちょっとこれは共通認識取れてなさそうだなと、ちょっと考え方ずれてそうだなっていうところがあれば、多分それでまたヒアリング、
3:19:32	しますし、あまりずれてなさそうなのであれば、そのままじゃ具体的な図面とか、そういったものと含めて次ヒアリングという形になると思うので、まずはちょっとその、
3:19:42	フロー。
3:19:43	考え方の部分をしっかり、考え方を落としてもらえるということを優先していただければいいのかなとは思いますが。
3:19:50	結局そこが確認できないまま、具体的なものをみてもしょうがないので、
3:19:55	というところで進め方今後のスケジュール感イメージしてますけど、何か認識そごありますか。よろしい大丈夫ですか。
3:20:03	ちょっと具体的にいつごろ資料で規制でき、できそうかとか、そういったもの多分今なかなかめどつきづらいところもあると思うので、そういったちょっと日程的なところは今後また東京支社として事務的に調整をさせていただきます。
3:20:15	日本原燃側大丈夫ですかね。それで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:20:18	はい。
3:20:18	規制庁側も同じようなイメージで大丈夫ですかね。
3:20:21	はい。
3:20:23	ウェブ参加されてる方も大丈夫ですか何かありますか全体通して。
3:20:28	はい。東海第2発電所からも特にございません。はい。
3:20:32	ではちょっと時間超過しちゃいましたけど今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。